

平成25年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

平成25年9月26日

京都府相楽郡笠置町議会

平成25年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成25年9月26日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成25年9月26日 9時30分			議長	西岡良祐	
	散 会	平成25年9月26日 15時52分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	川西隆次	○	
	総務財政 課 長	田中義信	○	同和対策 室 長	増田好宏	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	住民課長	東 達廣	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	主 査	穂森美枝	○	
会議録 署名議員	7 番	杉岡義信		1 番	田中良三		
議事日程	別紙のとおり						
会議に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成25年第3回笠置町議会会議録

平成25年9月12日～平成25年9月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第3号)

平成25年9月26日 午前9時30分開議

- 第1 発議第2号 道州制導入に反対する意見書の件
- 第2 一般質問
- 第3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成25年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（西岡良祐君） 日程第1、発議第2号、道州制導入に反対する意見書の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 発議第2号、平成25年9月12日、提出者、笠置町議会議員、杉岡義信。

道州制導入に反対する意見書案について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

道州制導入に反対する意見書（案）。

道州制関連法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い。また、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことが明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々笠置町議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月12日、衆議院議長、伊吹文明殿、参議院議長、山崎正昭殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）、麻生太郎殿、内閣官房長官、菅義偉殿、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、道州制担当、新藤義孝殿。

京都府笠置町議会議長、西岡良祐。

提案の理由。

道州制のこれまでの議論は、導入ありきにより進められてきたものであり、直接の当事者である町村の意見と真剣に向き合っておらず、なぜ今、道州制を導入しなければいけないのか、その根拠は極めて乏しいと言わざるを得ない。道州制は、事実上の強制合併を余儀なくされ、行政と住民との距離はさらに遠くなり、住民自治は衰退してしまうことは明白である。

よって、住民自治の推進に逆行し、町村の存在を否定する道州制の導入に反対するため提案します。

議長（西岡良祐君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。発議第2号、道州制導入に反対する意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、発議第2号、道州制導入に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第2、一般質問を行います。

質問時間は議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えておきます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

それでは、4番議員、西村典夫君の発言を許します。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

4点について一般質問をさせていただきます。

最初に、災害についてお聞きをします。

15、16日と台風18号が大きな被害をもたらしました。笠置にもいろいろ爪跡を残しました。この台風18号の検証をして質問をいたします。

常任委員会でも報告をしていただきました。15日21時51分に、気象庁が大雨警報を出され、22時に災害対策本部を立ち上げられました。22時40分に防災無線を通じ大雨警報が発令されたことを放送していただきました。そして、16日朝5時5分に気象庁から大雨特別警報が出され、笠置町は5時10分に防災無線を通じ大雨特別警報、また避難勧告を放送していただきました。この経過について、新聞紙上で、他町村に比べ笠置町はあらかじめ発表文も用意され、数分で広報を始められた。職員の先を読む力量と日ごろの緊張感の差が出たと高く評価されております。私は、日ごろの職員の方々の努力に敬意を表します。

避難勧告を受けて、私どもの一部消防もマイクなども使われ、危険な場所から避難勧告に回っていただきましたが、実際に避難された方々は数名にとどまりました。このようなことを考えますと、この特別警報ができたばかりで、また初めての発令でしたから、町民の方に命を守る行動をとってくださいとされる特別警報の重い意味がまだ十分に伝わっていないのではと思います。この際、特別警報の出されるレベル、また、どう行動すべきかの説明をお願いします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま西村議員から15日、16日の災害対策本部についての逐次、経過報告をしていただきました。その中で、特別警報という部分での今回、8月30日に気象庁が運用を開始され、まさか早速出るという思いははっきり言ってありませんでしたけれども、5時5分に京都府、滋賀県、福井県に特別警報が出されました。これは、御承知のとおり何十年に一度という部分でございました。多分雨量が200ミリをその段階で超えておりましたので、伊勢湾台風等々の状況も踏まえて出されたということに思っております。

その中で、特別警報という部分については、なかなか住民の方々もまだ周知していただけないという部分がございます。早速、気象庁のほうに電話をいたしましてリーフレットをいただくということで、この10月の広報のときにリーフレットを各戸配布させていただきます。まず、出たらみずから自分の命を守る行動をとってください。その行動とは何かといえば、時間帯によっては避難場所に行くのも一つの方法でもあり、また自宅での安全な場所に避難するというのも方法である。まずこれはみずからが考えていただくという部分だと私は理解をしておりますし、また住民の方々にもそのリーフレットを見ていただいて確認

をしていただけたらと思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 10月の広報にそういうのをいただけるということで理解します。

この特別警報は、公衆に向かって発令するとされております。家の内外、どこにおられる人も周知できる手だてが必要です。特別警報が出された5時過ぎは、川の増水や家の周りの安全確認に家の外におられた方が結構おられて、そういう方々の中には特別警報が出されたことを知らなかったと言われております。どこにおられても周知できるような手だてが必要かと思いますが、その点どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。今回は、防災無線のみの住民への周知を図らせていただきました。これも我々も、今後どのような対策を講じていくかといえ、広報車で呼びかけ、またケーブルテレビでの放送等々も今後は考えていく必要があるというように思っております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私も、防災行政無線、あれをなぜ使われなかったかな、そういう思いがあるんですけども、そういうことも考えられましたか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 防災行政無線というのは、各戸への無線については周知を図らせていただいたと思うんですけども、それ以外の防災行政無線ってどういう意味なのかちょっと私わからないんですけども。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 振興会館の前にあるマイクとか、そういうことを私は言ったつもりなんですけども伝わらなかったですか。そういうことの利用は考えられなかったか、そういうことを聞きました。もう一度お願いします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えさせていただきます。

あの無線につきましては、それぞれの場所に設置をさせていただいておりますけれども、設置していただくのが基本的に各区長さんなり、また避難場所で待機をしている職員になろうかなと思います。ただ、あの無線を流しても、あくまでスピーカーによって屋外機だけが流れるという部分でございますので、まずは我々の考えとしましては、各家に一報を入れる

と。それと、時間帯によって明け方なり、また夜中にそういう部分を使うのはどうかと。どうかという言い方はあれなんですけれども、その状況によっては当然流していくことも考えられると思います。ただ、今回16名の職員でいろいろ警戒対策本部を立ち上げた中で避難場所の運営、設営、また町内の巡回等々を行っておりましたので、これも我々も検証した中で、もう少し職員数もふやした中で、そういう対策本部の運営を今後はやっていきたいなというぐあいに考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 特別警報を出されるには、特に甚大な被害が起こり得る、そういうことを設定されておりますから、そういう設備もやっぱり使われていくべきと、私はそのように要望しておきます。

特別警報が設定されたため、警報が出たのに特別警報が出るまで大丈夫やろという意識が出てこないか心配もあります。特別警報が出されるまでもなく危険度を判断され、避難勧告、また避難所へ行くのに困難とされる方々への日没前に避難する予防的避難の導入も検討されていただきたい。この辺はどうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えさせていただきます。

実は、特別警報が出る15分ぐらい前に避難準備情報を出すということで、これは京都府には事前に報告させていただいて、各家庭に無線を入れようと思っていた矢先に特別警報が出されたので、避難準備情報は出さずじまいで避難勧告を一遍に出してしまっただけで、そういう形になっております。

ただ、避難場所につきましては、警報が出たと同時に、各区長さん、また各出先機関の職員へ連絡をした中で避難場所を開設させていただいております。この分については、防災無線でおくれたということは事実でございます。今後は、自主避難の分を含めましても、早々に防災無線で流していきたいと、そのように考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） またよろしく対処をお願いします。

また、増水や土砂崩れのため通行どめになる箇所も発生いたしました。どこに行こうと思っても通行どめで行けなかった。そんな情報を防災無線で知らせていただければありがたいとも言われております。対策本部には情報が逐一入ってくると思います。町民の方へのそういう情報もお願いしたいわけですが、その辺はどうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えさせていただきます。

土砂崩れやのり面の崩壊等々で通行どめになったというのは、今回、笠置山添線が雨量の関係によりまして通行どめになりました。それ以外の町管理の道路等につきましては、通行どめまでに至らずに終わっております。ただ、163号線の通行どめにつきましては、有市地区内において少し163号線が冠水したということで事前にとまった。実際、この分については土木事務所、または警察のほうから今回はとめるというのがなかなか来なかった。先につかっただような状況でございますので、この件につきましては、それぞれ国、府、町と連携を保っていきたいと思いますし、また再度、土木事務所なり警察、消防署と連携を保っていきたいとそうように考えています。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、課長も言われましたように、163号線は坂本さんの前が冠水し通行どめになりました。西向きも草畑の大量の土砂が流れ込んで一時通行どめになりました。また、大扇の手前の道にも切山から大量の水が流れ落ちてきて、もう少しで冠水して通行どめになる寸前でした。柳生方面も土砂崩れで通行どめになりました。狭川方面も白砂川も増水し、あとわずかで道が冠水するほどになりました。そうなると、笠置は完全に孤立してしまいます。将来的にこのような状態をどう克服、対策を考えておられるのかお聞きをします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 笠置町の場合、やはり府道山添線あるいは国道163号線が生命線であります。こういった交通網がとまってしまうということは、我々の生活にとっては生命線の道がとまってしまうということでありますので、これをどのようにするか。やはりバイパスをつくるなり、林道を利用するなりいろんな方法があろうかとも思うんですが、そういったことも大事かと思いますが、やはりこれからの各市町村の連携の中でヘリコプターを利用するなり、いろんな手段をこれから講じていく必要があるだろうと私は思います。

笠置町にしろ、南山城村にしろ、和東町にしろ、やはりその周囲の道は山間部を通る道であります。災害の危険性の非常に多い道路であると思いますので、幸いにして東部3カ町村、連携を結びながらいろんなことをやっております。今後は、こういった防災面についてもやはり連携を持っていく必要があるだろうと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、町長が言われましたように、東部3カ町村でそういう防災、また防

災道路についての検討をよろしく願いしておきます。

今回の増水は、今までかつてないほどのものでした。その増水していくスピードもあつという間で、びっくりするほど増水をしました。そのため車もつかってしまったところもあります。高山ダムが放流されるときは放送されますが、家の中には聞き取れない。防災無線での周知は考えられないものか。また、放流されるとき、今回の量はこれぐらいでこの程度増水します、このようなことも周知していただけないものか、その辺をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。河川の増水等についても、住民への周知を図っていったらどうかという分でございます。

まず1点目、木津川につきましては、高山ダムでの放流は歩いて制御というんですか、抑えたり上げたりすることはできますけれども、本流の分については上流のほうで雨が降れば、その分の流量というのは高山ダムでは把握はできますけれども、笠置町では把握ができない。ダムと本流との総重量で、高山ダムの管理事務所のほうでは有市のほうはこれぐらいやったらつかるといことは持っておりますので、その分の情報を得た中での周知を図れると思います。けれども、果たしてそれが何時ごろ冠水するとか、そういう分じゃなしに、私は、無線で流させていただくとするなら、河川の増水によって冠水するおそれがありますので十分気をつけてくださいと、そういう程度であれば防災無線は流させていただきますけれども、水位が今何メートルでどうのこうのという分については、この分についても住民の方々もなかなかわからないので、簡単な言葉というんですか、直接つかるといようなおそれのある場合、またその辺については今後、防災無線で対応できるとするならば考えていきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今回のキャンプ場におられた方が逃げおくれで救助を求められました。直接関係はないんですけども、以前の議会で、私が大災害のとき観光客のため避難所を知らせるようされるべきと提案をいたしました。このたび京都市が観光客のため避難場所、一時滞在施設の2つの表示をつくられました。御存じと思いますが、このようなものです。京都市は、この表示サインを府下統一して広めたいとされております。笠置町も、ぜひ利用されるべきと思いますが、この辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 観光客に対しての避難場所の設置という部分でございますけれ

ども、これは今後は検討させていただきたいと思っておりますけれども、ただ、今回の救助された方につきましては、事前にダムからの放送なり、またあそこに設置しております電光掲示板、それと観光協会の方で、出たときに一定見回って、入り口のところにバリケードはされた。それでも3組ほど入っていかれて、そのうちの1組がそういう状態になったという部分でございます。今後はもう少しバリケードを頑丈なものに取りかえるということは考えておりますけれども、私は一定来られる方のモラルもやっぱり一番の大きな今回の要因ではあるのかなと思います。当然、電光掲示板なり、現在の状況を考えたときに、本当にキャンプしていても大丈夫なのか、そういう部分でのモラルも観光客にも考えていただきたいというぐあいに考えておりますし、先ほどの避難の明示については少し考えさせていただきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 笠置は観光の町でありますから、観光客に対してそういう思いやりをいつも持っている、そういう意思表示にもなりますから、ぜひ検討をお願いいたします。

このたび、京都府は市町村に対し避難所に太陽光発電、蓄電池の設置をされる計画とお聞きします。当面、府下で120カ所の計画をされているようにお聞きします。笠置町に取りつけていただけるのか、また、どこの避難所を考えておられるのかお聞きをします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 太陽光発電の設置については、現在のところ考えておりません。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 各市町村の避難所に京都府が設置をするという、そういう計画であります。そのように聞いておりますから、笠置町も当然どこかに設置をしていただける、そのように思っております。そういうことですので、笠置町がつけるんじゃなくて京都府がしていただける工事だと聞いております。その辺、できたら確認をお願いします。

前回に引き続き、避難するのに援助が必要とされる方々への体制づくりについてお聞きします。

前回の議会の後、災害対策基本法が改定されました。要援護者に対する部分の内容を申し上げます。

自力で避難することが難しい障害者や高齢者ら災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づけ、緊急事態では本人の同意なしで民間支援団体を含む外部に提供できることを明確にし

た。個人情報保護法はもともと緊急時の例外規定を設けているが、行政が過度にプライバシー保護に傾き、安否情報や救助がおくれた事例があった。名簿づくりは平時から自治会など地域活動の中で作成し、更新してこそ力を発揮する。名簿から漏れた人がいては救援から取り残されることになりかねない。

また、南海トラフの最終報告にも、災害時要援護者について、自力で避難が困難な高齢者や障害者の名簿の作成、地域で助け合い、適切な支援を行う、このように書かれております。双方とも、行政、住民の方が共同してそういう体制をつくり上げなさいと言われてっていると私は思います。

このことを踏まえてお聞きをします。今、町がとっておられる対策本部ができて避難勧告・指示が出たとき情報開示して救助に向かうとされており。私は、これでは難しいと考えております。最初に、要援護者の名簿作成は笠置町もつくられております。リストには511人挙がっているとお聞きしました。これは独自で避難することも可能な人も挙がっていて、実際援助が必要とされる方、状況は日々変わるとは思いますが、何人ほどおられるんですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問でございますが、御承知のとおり要配慮者名簿というのは年1回整備しております。その人数ですが、今511人というふうな報告がありましたが、私の手元のほうでは最新では479人というふうに整備させていただいております。これが本年7月の最新の名簿でございます。

それで、実際に、この中には議員がおっしゃっておられましたように、元気な独居老人等の方もおられます。何人おられますかというお答えについてでございますが、その点は把握していないというお答えになろうかと思っております。そこは、マックスの名簿を整備させていただいて、状況を見て各ケースで避難の参考にさせていただくというふうな名簿でございます。独居老人で元気な方も当然避難誘導する必要があるケースも出てこようかと思っております。障害の程度の高い方、低い方もこの名簿に載っております。そういうことで御承知いただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） リストの511人と言いましたのは、前の議会の議事録を見て511人と申しました。その要援護者についての名簿づくりというのは、実際にそういう援護を必要とされる、そういう名簿づくりではないんですか。私はそのように考えておりますし、そう

というのがあってこそ本当に援護、援助に行けるんじゃないんですか。そういう四百何人、そういうことをずらずらと挙げていても実際効果が上がるのか、私はそのように思うんですけども、実際に援助を必要とされる方、そういう方の名簿を把握される必要があるんじゃないですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問でございますが、そのとおりだと思います。ただ、マックスの人の名簿を把握していると。そこから災害状況によって絞り込むのは別の段階で必要ではなかろうかというふうに考えております。

それと、511人の前人数でございますが、これは毎年1回更新していきまして、本年は7月に更新した最新の数でございます。御了承いただきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 避難勧告が出たとき、情報を開示して援助される、誰が援助に行かれますか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ちょっと言葉尻が聞き取りにくかったんでございますが。避難勧告出て……。

（「実際、現地には誰が救助に向かうんですか」と言う者あり）

住民課長（東 達廣君） はい。申しわけございません。そしたら所管課のほうが違う可能性はありますけれども、この名簿を参照にして対策本部での指揮系統のもとに救助に当たられるものだと理解しております。それが消防団というふうなケースもありまじょうし、状況によってはまだ災害が起こってなくて小雨だというふうなことにおきましては、地域の役員さんなり、民生委員さんなり、いろんなケースがございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、消防団のことをおっしゃいましたけれども、消防団は御存じのとおり団員も減少してきております。本来していただく活動は、パトロールや水路が詰まって水があふれた、土のうを積んだり、土砂の撤去、倒木の伐採など緊急に対処していただく、こういうことが消防団の本来の活動であります。また、常日ごろ救助される人の状態が全くわからなかったら実際に行ってもスムーズな援助は私は無理だと思います。また民生委員の方も地区に何人かしかおられませんので、その方々が駆けつけて救助する、そういうことも不可能だと思います。だから、こういうことを考えれば、今とっておられる体制には無理があ

ると、そのように私は思うんです。その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えさせていただきます。

先ほど住民課長が申し上げましたとおり、対策本部では、警報が出れば、まず消防団の三役さんにも連絡をさせていただいて、その状況によって各部が詰めていただくという部分があります。今、西村議員さんがおっしゃったとおり、それは仕事違いじゃないかと、消防団は土のうを積んだり、崩れたところを直したりという部分が本来の仕事で、私もそのように思います。ただ、笠置町の人口が1,500人余りの中で、各地区の区長さん並びに役員さん等々も詰めていただいて、消防団とそういう連携が今の段階では一番ベターかなと。もし、ほかに西村議員さんがおっしゃる支援体制があるとするなら、また聞かせていただきたいと そのように思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 東日本大震災のときも、最後まで情報を開示されなかった市がありました。当然、取り残され命を落とされた人がたくさん出てしまいました。このことが、政府もこれではだめだと改正される引き金になったわけです。救助されたのは、ほとんど隣近所の方だったと報告されております。私は、隣近所の方の協力がどうしても必要と思います。今回の改正でも、日常的に情報が開示できるとまでは踏み込んでおりません。私は、要援護者の方の同意を得て情報を開示すべきではと考えております。ほとんどの方は同意していただけたらと思っております。その上で、行政、区、民生委員の方、消防団の方など1つのテーブルで一人一人、誰がどこへどういう援助に行くのかをつくり上げ、地域の人に協力をお願いしていく、こういう取り組みがぜひ必要で、私はこういう体制をつくるべきだと考えています。その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えさせていただきます。

確かに、そのやり方が一番ベストであり一番理想的な形で、私もそのように思います。従来から西村議員さんにこのような質問をさせていただいている中で、私が常々申し上げているのは、まず自助、自分で助かる努力をする。次に共助、ともに助け合う、最後に公助、公な部分。だから、今おっしゃった部分は確かにそのとおりでございます。よって、私どももそこまではできていませんけれども、各区長さんには組長さんの電話番号は把握しておいてくださいと。と申し上げますのも、こういう事態になったときに区長さんに電話申し上げ、ま

た各組長から各住民の方々に、こういうので出ていますので十分気をつけてくださいと、そういう啓発もしていただくということで、各区長さんには過日の区長会、1年前ぐらいですけれどもお願いはしておりますので、理想にはなっておりませんが、笠置町でできる範囲のことはやっていきたいと、そのように思っております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） ほかの町村でも、この情報開示について条例を変えてまでこういう情報開示をされる場所、また一番多いのは、今申し上げました同意方式をとられてそういう体制をつくり上げていくところがたくさんふえてきております。ぜひ、笠置町もそのような手だてを私はお願いしたい。

町長に私はお聞きします。行政とされて何が何でも命と財産を守る施策が第一です。そうするために乗り越えなければいけないものがあつたら乗り越えられるような手だてを講じていかれるのが私は行政だと思います。町長は、前の議会で、中学生のさりげない声かけの言葉を引用され、お互いさま、気持ちの通い合うまちづくりをしようと言われました。また、町長の公約の大きな安心・安全なまちづくりもあります。要援護者に対する施策こそが、こういうまちづくりの原点にあるのではないかと、私はそのように思うんですが、町長、どう思われますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西村議員にお答えをさせていただきたいと思いますが、やはり笠置町のようなこういった人口の少ないコンパクトな町というのは、本当に隣同士の人と人とのつながりが密であろうと私は考えています。そういった中から、いろんな助け合い、例えば西村議員がおっしゃるような今回のような大きな災害に備えてのお互いの声かけ運動、あるいは平素からの会話の中で、どのようにしようかなあというお互いのそういった会話が私は非常に大事なように思われます。

そういった中で、現在、我々がまとめております防災マップの中でも、各区ごとのまとまりというんですか、区ごとの対策、そういったものが非常にこれから大事なようになってくるように思われます。災害というのは、予期せぬところから出てくるものだと思います。各区によっては、土砂の災害が非常に深刻な場合、水の災害が深刻な場合、いろんなケースがあろうかとも思います。そういったものは、やはり各区ごとに区長さんあるいは消防団になるのか、民生委員になるのか、その辺のところをお互いにいざという時には協調し合いながら、皆さんでその災害を最小限に防ぐべき努力をいただきたいと思います。我々行政にと

りましては、そういったことについて最大限の協力を惜しまないということを申しておきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） よろしく申し上げます。避難を援助するにも危険を伴うこともありますし、避難所をボランティアで運営していただけるように、やはり防災リーダーの育成がどうしても必要であると思います。そういう意味で、前にも質問しましたが、京都ボランティアセンターが独自でカリキュラムをつくれ、府下講座を開いております。笠置町でもぜひ講座を開かれ、そういうノウハウをいただいて、そういう体制づくりをこつこつ築き上げていっていただきたい、そのように思いますが、どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま質問をいただきました防災育成リーダーの分でございます。これにつきましては、前の一般質問でもいただきましたけれども、現在のところ、笠置町では考えておりませんが、ただ、今後こういう特別警報あたりが出るとするなら、先ほど町長が申し上げましたとおり、東部3町村の連合という組織もありますので、その中で防災という部分について十分担当者の中で会議を開かせていただいて、必要とするなら3町村で足並みをそろえたらどうかと、そのように考えております。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今回も避難所には職員の方が出向いて避難所の番をしていただきました。そういうこともできたらボランティアでしていただいて、職員の方は災害対策本部に詰めていただいて緊急なところに駆けつけていただく、そういう体制が私は理想だと思いますので、ぜひそういう講座を前向きに考えていただきたいと思います。

次に、ナラ枯れについてお聞きをします。

163号線から笠置山を見ますと、葉っぱが真っ赤になって立ち枯れしている大きな木が目立ちます。ナラ枯れです。ナラ枯れは、日本海側を中心に被害が広まっております。京都では、大江山で初めてナラ枯れが発生して以来、北部のほうで大量に被害が発生しだんだんと南部のほうへも広がってまいりました。

笠置でも、笠置山を中心にことしの4月ごろから葉っぱが真っ赤になって枯れはじめ、8月には立ち枯れしたナラが目立つようになりました。ことしは高温で木が弱り、そこへナラ枯れの原因となるナラ菌を媒体するカシノナガキクイムシが活発に活動してナラの木に侵入して、ナラ菌を媒体してナラ枯れが起こったと思われます。笠置山を中心に目立つわけで

すが、笠置町におけるナラ枯れの被害の実態をつかんでおられますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、今、議員がおっしゃったように、ことしの7月から一気に笠置町にナラ枯れが広がってきまして、特に笠置山には役場から正面に見えますが、大きな木がかなりの本数が出ております。今被害の状況とおっしゃいましたけれども、実際の本数などまだわかっていないところが多いので、この辺につきましても今後の実態の調査というんでしょうか、京都府さんのほうの林の関係でいろいろ見て回っていただいておりますので、実際の数字とか、また本数とか、面積とか、そのあたりにつきましても、まだお答えできる段階ではございません。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） できるだけ早く実態を調査され、また対策を講じていただきたいと思います。このカシノナガキクイムシが媒体して立ち枯れされる木は、ミズナラ、カシワ、コナラ、クヌギ、クリと言われております。笠置では、被害に遭っている木は限定されておりますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、専門的なことがまだわからないところがあるんですけど、今、京都府のほうにいろいろ確認したところ、笠置で現在ナラ枯れが発生しているのはコナラが中心で、まず大きい木から出ていると聞いています。それと、全て移っていくというんですか、虫がその木を食っていきまして水が上がらなくなって枯れていくんですけれども、全ての木が、例えばナラ、コナラですけれども、ということ、ならない場合のほうが多い。大きな木が枯れて小さい木が残る場合が多いということも聞いています。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） このカシノナガキクイムシは、体長5ミリほどで、1キロほど飛ぶと言われております。これ以上広がっては景観はもちろんですが、森林保全にも悪影響が出ます。対策は考えておられますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） カシノナガキクイムシなんですけど、それがナラ枯れの原因にはなっているんですけれども、京都府にいろいろ教えていただいた話の中なんですけれども、もともとどこかから来た虫ではなしに、在来というんでしょうか、以前からいる虫なんです。

ただ、それが急激に、原因がわからないんですけれども、大量に発生、繁殖をするということを知っています。それで、順番に広がってはいくんですが、全体としましては、先ほど申しましたように全てが枯れるわけではなしに、長い時間で見ますと、天然の山の更新みたいな形で新しい木が大きくなっていくというようなことも知っています。ただ、最初に申しましたように、ナラ枯れの正確なメカニズムというんでしょうか、その辺がわからないところがあるということで、いろんな学説がまだあるということです。

対策といたしましては、先ほども出たかなと思うんですが、京都市なんかの景観上ということで、普通の山は別としまして京都市なんかでは社寺なんかの重要なところの景観を重視するところでは木を抜倒したり、ビニールを巻いたりというような対策があるということも知っています。笠置山につきましては、先ほどおっしゃいましたように、国の史跡名所がありまして、自然公園の中でもありますので枯れ木が多くなるということは大変景観を悪くすることになるのでございますので、どのような対策ができるかということも、この自然公園を管理しています京都府のほうに要望いたしまして、どのような対策ができるか、実際可能な対策を何とかしてもらえるような要望を現在しております。京都府でも、公園の管轄とか森林の関係なんかのほうでもそういう検討をしていくという話は現在聞いております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 冬になってきますと、ほかの木は落葉しますが、ナラ枯れで枯れた木は葉っぱが真っ赤になったままで落葉しません。すごく目立つようになります。今、課長が言われましたように、笠置山は府立公園であり行宮遺址もあります。景観を損なわない手だてをお願いします。また、特にJR関西線の近くの上に立ち枯れした大きな木があります。枯れた木は倒れやすく、山腹の崩壊につながり大きな事故につながりかねません。特に、災害を引き起こすと思われる木は伐採を考えるべきではないですか。その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、特にJRの上などはJRさんのほうが点検されてその辺のチェックはされているかと思います。念のために、うちのほうからもそのようなことをJRさんのほうには報告させていただきたいと思います。

それと、大変危険な場所がありますので、美観だけであんまり危険な仕事というのができるかできないかというのは相当な専門的な技術が必要やということも知っていますので、伐採につきましても、京都府さんのほうへ、今までの先にそういうことをやられたところもあると知っていますので、その辺のことも今後協議していきたい。また、教えてもらって可能

なものについてはやっていただきたいという要望をしていきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） よろしく処置をお願いいたします。

次に、移ります。障害者差別解消法についてお聞きします。

さきの国会で、障害者差別禁止法等、改正障害者雇用促進法が成立をしました。マスコミには余り取り上げられませんでした。すごく大きな影響を及ぼす法律です。差別には2つあります。直接的なもの、障害者に対するその障害をカバーする配慮がないことで差別を生んでいること、合理的配慮義務違反です。例えば職場で車椅子の人が入社された。けれども実際には段差が幾らでもある。車椅子用のトイレがない。長時間の仕事ができない。そういう解消をすべく段差解消やトイレの改修などが義務づけられるものです。この配慮は、職場だけでなく学校、福祉施設、交通機関などあらゆる場面で求められてきます。公的機関にはいずれの差別も法定義務化され、民間は直接差別のみ法定義務化、合理的配慮は努力義務とされております。自治体には大きな責務が課せられます。笠置町はどうでしょうか。庁舎、職場、お店、学校、福祉施設などにこういう配慮が求められてきます。どう取り組まれていられるのでしょうか。

また、ことし4月から障害者雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられました。笠置町はクリアできているのでしょうか。それと同時に、精神障害者の雇用と配慮が義務づけられました。私はすごいことと新聞を読みあさりました。笠置町も採用できるよう慣行づくりが求められます。どのように考えておられるのでしょうか。施行は3年後ですが、すごく大きな課題であります。並々ならぬ決意も必要だと私は思う。この法律の目指すものを見据えて、どう取り組んでいられるのか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま西村議員のほうからありましたとおり、障害者の雇用促進法の改正並びに障害者の差別解消法の制定、これはさきの6月の国会で可決され、施行は28年の4月からということでございます。その中で、それぞれの事業者がどのように取り組んでいくか、その中で当町としましても、御承知のとおり庁舎はああいう状況で、あの坂道が車椅子で対応できるかといえば非常に厳しい部分がございますし、ほかの施設につきましても段差等々も非常に多く見受けられます。ただ、3年後でございますので、今後は財源のことははっきり言ってございます。どのように改修なり改善ができるのか、その分も踏まえながら3年後に向けて検討はさせていただきたいと、そのように考えております。

それともう一点、先ほどおっしゃいました障害者の雇用率の問題がございます。確かに2.3%でございます。当町におきましては、職員数から見れば1人の障害者でいいということ一旦クリアはできております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 3年後でありますけれども、されることが非常に大きな問題でありますから、今からこつこつと積み上げていただきたいと思います。知的障害のある人がマンションを探したら、火の始末ができないかもしれないと断られた。喫茶店で車椅子はお断りと言われた。大声を出す知的障害者がほかの人に迷惑と受診拒否された。差別される側の痛みや悔しさをまだ社会が共有しているとは言えません。行政とされて啓発や相談活動を重視させられ、潜在的な差別の掘り起こしや、それぞれの立場を理解し合って障害者の方も健常者と同じように生活できるように、またみんなを包み込める社会、町になるように障害者だけでなくみんなの人に優しい社会、まちづくりを目指していただきたい。町長、一言、答弁をお願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西村議員おっしゃるとおりであります。やはり我々、人として共通の利益を得るものを持っていると思います。そういった中で、笠置町としてどういった形で受け入れることができるか、真剣に今後考えてまいりたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） よろしくをお願いします。

最後に、集落の魅力発見づくりについてお聞きします。

これは、6月議会の補正でトータル506万円の予算を計上されました。ソフト面だけの事業であるのに大金であります。これは全額、国の交付金ですから事業を実施し報告をしなければいけません。いつまでに事業を実施し、報告をしなければいけないんですか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 実施期間につきましては25年度中でございます。報告につきましても25年度末の報告となります。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、25年度中とお聞きしました。そのような計画づくりには、町民の声を酌み上げるとされております。すごくいいことだと私も思っております。町なか歩き、

シンポジウムの実施はいつ考えておられますか。この実施は行政がされるものですね。それと、町民、区、商店街、各種団体、行政を対象にヒアリング調査の実施、ワークショップの開催もいつ予定されておるんですか。これは委託先にしていただくものですね。25年度中にされるということならば、そんなに期間はないと思うんです。まだ一個もされていない。こういうのを考えると心配するわけですがけれども、どのような予定を立てておられますか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えします。

聞き取り調査につきましては10月の月上旬から順次進めていく予定をしています。それとフィールドワークにつきましても10月中に計画しています。

それと、ワークショップなんですけれども、3回程度のワークショップを考えております。それで、ちょっとずれるかもわかりませんが、今の予定では11月、12月、1月ぐらいで日程調整等をしているところがございます。その3回ぐらいがワークショップの開催となってこようかと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、課長が答弁していただいたのは、これは委託先の方が実施されるものであると思います。行政がされるものと考えます町なか歩き、また町民の人とのシンポジウム、これはいつ考えておられますか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 町なか歩きにつきましては10月中に予定しています。

それと、ワークショップ、聞き取り調査等々全てに関しまして全てを業者をお願いするというわけではなく、ワークショップなり聞き取り調査、そういったもの全てにおきまして、業者と町担当者が同席して双方が同じ行動をとっていくということを考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） ちょっとわからない答弁だったんですけども、25年度中にこの事業を実施しなければいけないという中で、また10月には祭りがあって、また鍋グランプリもあって、そういう中で果たしてこういうことが可能なかどうか私は心配するわけで、その辺を精査されてきちんと計画を立てていただきたいと思えます。

先日、和東でもシンポジウムが開催されました。最後に、北川前三重県知事がまとめて、国や府に頼らず役場と住民が自分たちの手でほかの自治体なり地域をつくろうと思えば、過

疎の町も必ず変わると結ばれています。こういう活性化を図るには、やはり町民の方の声、アイデア、意見を十分酌み上げるべきと思いますので、そういうシンポジウム、ぜひ早期の開催を要望します。

耕作放棄地については、切山が中心になると思うんですけども、先ほど申しましたように、台風18号の際、163号線に切山から流れてくる水がすごい量になっておりました。これは、やはり耕作放棄地がふえたため原因になっているのではないのでしょうか。こう考えますと、土地を守るという思いが最優先されて、こういう耕作放棄地の対処を取り組まれていく必要は私はあると思うんですが、町長、その辺をどうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） これから町の活性化につきましては、現在、笠置町にある資産をいかに有効に利用していくかというところからまず始めていかなければならないだろう。そうしたときに、切山の荒廃農地が非常に広大な面積にあるんだというところであります。ところが、その耕作放棄地があるがゆえに土砂崩壊の危険性があるということもまずこれも事実だと思います。京都府では、その土砂崩壊地域の指定を解除すべく、あと2年ほどで済むそうでありますが、あと3基の集中井戸を掘削しながら土砂崩壊地域の解除を行っていきたいということをおっしゃられます。

その中で、先ほどからも問題になっております防災面からまず始めながら、そして町の活性化につなげていけるような方策をと考えているところであります。

これからの町の活性化は、西村議員おっしゃるように地域全員、笠置町町民全員がその活性化に向かって理解のある姿勢が私は必要になってくるのではないかなと、そんなふうにも考えます。もちろん、コンサルのお知恵をかるのも、私はこれからの町の活性化の大きな力になるのではないかと。しかし、それだけではなしに町民全員が一つの方向に向かって進んでいくという、そういった方向が一番大事なようにも思います。そういった中で、笠置町の有効な資源をどのように活用していくか、皆さん方のお知恵をおかりいたしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、町長が言われたように、切山は地すべりの危険指定地になっております。大きな開墾や切り開きは限度があると思います。町長もいろんな腹案を持っておられるよううわさも聞くわけですけれども、町民の方からも御意見を私承っております。二、三、紹介をします。

十数年前に切山の土地を守ろうと会もつくられ、府の援助、指導もあつて梅の木を植えら

れました。今でもたくさん残っておりますが、担い手不足で中断されています。いま一度オーナー制を取り入れられ、観光梅林月ヶ瀬と連携しての独自産業に結びつけたらという意見もございます。

また、再生エネルギーの取り組みを強め、再生エネルギーの町として売り出すべきではとよく言われます。耕作放棄地にメガソーラーの設置は安易だと思います。2つとも有害鳥獣の被害もこうむりませんから検討される余地があるのではないですか。

また、マイファームという会社がございます。全国に事業を展開しておられ、京都でも8カ所ございます。これは貸し農園の仲介、指導などをされている企業です。こういう企業を通じてレンタル農園をされてはとも言われております。町長、検討される余地はありますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ただいま西村議員から、耕作放棄地の有効利用ということをおっしゃいました。この耕作放棄地も、先ほど言いました笠置町の持つ資源の一つであろうと思います。やはり耕作放棄地ということになってまいりますと、有害鳥獣ということもおっしゃいましたが、有害鳥獣の一番の巣となるんですか、一番の有害鳥獣が繁殖する拠点になる可能性もありますので、耕作放棄地をいかに改修していくかということが非常に大きな問題になってこようかとも思います。

それから、レンタルの貸し農園等々のお話をいただきましたが、私は、貸し農園も非常に有効であろうとも思います。また、空き家の有効な利用ということにつきましても、空き家にただ家があるだけではなくて、その近くに小さい農地がついているというのも非常に魅力だそうであります。家と同時に小さな農園がついているというのが非常に魅力だということも聞いております。ただ、貸し農園等、どのような規模になるかはわかりませんが、農地法の絡みもございますので、そういったものをクリアしながらやっていけたら私は非常に有効なようにも思います。

徳島県の、私ちょっと町名は忘れたんですが、徳島県では行政がやるのではなくて民間の方がそういったことを進んでやっておられるということも聞いております。そういった先進地もあるということですので、ぜひこれから勉強してまいりたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 担い手不足が一番問題になっておりますから、やっぱり民間の力を導入されてこういうものを克服していただきたいと思います。

京都には、モデルファーム運動があります。担い手不足、高齢化、有害鳥獣被害などで耕作放棄地を対象に、農地の持っている洪水の予防、環境保全、境界の維持、伝統文化の継承などを地域、企業、住民グループ、府民全体で維持、保全していこうとする運動です。切山はすこぶる対象になります。地域と企業とで農地の活用について協定を結ばれ、これに町、府、京都農業会議もマッチングしていく地域、官民一体となった取り組みです。ぜひ活用されるべきと思います。町長、どうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 京都府の農林水産部の一つの事業の中に、明日のむら人移住促進事業というのがございます。こういった事業は、京の田舎暮らし、ふるさとセンターの運営等、これは京都府が中心になってやっていただけるんですが、こういったいろんな事業もございませう。こういった事業について、これからやはり町の活性化には、今、遊んでいる資源を有効に利用していくというのが一番の得策のようにも思います。今現在、担当課のほうでもいろいろと協議を行っているところでございます。皆さん方のほうでも何かいいお知恵がありましたら、ぜひおかしをいただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今、国もこういうことに対して補助を広げていくということが新聞にも報道されておりました。いろんな制度を精査され、そういう制度を活用されての事業をお願いしておきます。

最後に、何回も言いますが、私たちの地域は私たちが築いていく、このことが大前提であります。シンポジウムでいろいろなことを話し合うこと、それだけでも楽しいことで、これだけでも活性化に私はつながると思います。早急に、ぜひ町民が集まってのシンポジウムの開催を要求して私の質問を終わります。

議長（西岡良祐君） これより10分間休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時55分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

5番議員、瀧口一弥君の発言を許します。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

笠置町の防災対策工事並び地震対策についてお聞きします。

先ほどの西村議員さんの質問と若干、重なることがあるかと思っておりますけれども、お答えを

お願いいたします。

笠置町は急傾斜地が多く、これまで幾つもの土砂災害、また木津川を含む中小河川の氾濫に悩まされてまいりました。

そこで、笠置町地域で主に防災行為として本年度始まったもの、そして継続中のものも含め、その件数、当該地域、予算、進捗状況についてお答えください。

そして、もう一つ、今年度以降、町・府・国等で計画している事業、また、町としてこれから独自にどういうことをしてほしいという要望があったら、お聞かせていただきたいと、2点についてよろしくお願いいたします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

1点目で、笠置町内での防災工事ということでございます。

防災工事につきましては、大きい、ある程度の規模のあるものということで、町がやるというよりも、京都府の仕事ばかりになってくると思いますので、現在、京都府が町内でやっている、今年度に始まったというものは、まず1点目としてはないんですが、既に以前からやってもらっている工事ですけれども、それについてお答えさせていただきたいと思います。

まず1つ、1番目に不動谷川というのが東部地区にありまして、その砂防工事を継続してやってもらっております。平成19年度から始まりまして、全体の事業費が約6億円ということで、進捗率、現在約70%ぐらいということです。

それと、2つ目に、八幡宮谷川という切山での砂防工事があります。これも平成13年度から始まりまして、全体事業費が約6億円、進捗率が95%ぐらいまでとっているということです。

3つ目に、地すべり対策事業で、切山地内ですけれどもこれも、平成14年度から始まりまして、全体事業費が約14億円、進捗率が現在約85%ということを知っております。

それから、2つ目としまして、今年度以降に町・府等で計画している事業という御質問ですが、それと、町独自に要望していきたいようなことという御質問でございますけれども、今年度以降に町・府・国で計画している防災工事というのは、特に今現在はありません。今さっき申し上げたものの継続があります。それからまた継続の後に、今後はちょっとどのようになるかわかりませんが、今のいろいろの防災の、災害とかの時代でありますので、京都府が独自に調査をしておりまして、その結果に基づいて、また、必要などころについては手だてを計画されるというのを聞いています。

笠置町が独自に要望ということでございますけれども、これ、直接の防災工事ではないと思えますけれども、先ほどからちょっと出ておりますが、以前から笠置町が、ずっと以前から国土交通省、また京都府にもどちらにも要望しております。これは先ほども出ております国道163号の有市地内の冠水区間の解消のことでございます。先日の、また同じ話になりますけれども、台風18号でも通行どめになりまして、その解消工事に向かってというのをずっと要望しておりましたところ、本年度京都府がこの事業の調査費ということで予算がついたということで、現在、その予算、その調査に向かって、調査の計画やその解消計画、設計などをやるということ聞いております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

今、お聞きしておりますと、いろいろ防災工事やっておられるのわかりますが、この間の震災以降、小学校、役場等の耐震工事、このほうは今どのような状態になって、まだ予算とかはついておりませんか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えさせていただきます。

公共施設での耐震関係でございます。

1つ、この役場の庁舎につきましては、一定56年の5月に完成しておりまして、耐震という部分ではクリアはできているかと思っております。

ただ、他の施設等につきましては、現在、耐震の診断をした後に改修という部分を年次的に計画をさせていただいております。例をとれば、体育館の天井のつり天井あたりの部位についても、教育委員会の連合のほうから、診断したところこういう結果が出ましたよということで、文科省からの補助金を使いながら考えておりますし、他の施設につきましても、補助金がある間にできる限り対応はさせていただきたいと、そのように考えております。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） わかりました。速やかに、対策を実施なされることを要望いたします。

続きまして、25年度以降、今年度なんですけれども、町・府に登録しておられる建設業者は何社で、そこに就業しておられる人数ですね、パートも含めて何人ぐらいかわかりますか、それが第1点。

それから2点目が、緊急災害道路冠雪時に出動する業者の選定並びに散布する当該道路、それに対する費用負担はどうなっているのかと、そのことを2点、お尋ね申し上げます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えします。

1点目の平成25年度に町・府に登録している業者数と従業員数ということでございますが、業者数につきましてはわかるんですけれども、ちょっと従業員数については正確な、パートという話もおっしゃいましたけれども、そこまではなかなかわからないところがございまして、まず、笠置町への登録業者なんですけど、町内業者8社、従業員数にしますと、提出書類の中からですけれども、従業員数合計50名。それから、笠置町に登録している郡内、相楽郡ですね、木津川市も含めての業者が11社、合計が、従業員が113名。相楽郡以外で336社あります。この従業員数につきましては、申しわけないんですけれども、数字がちょっとわかりませんでした。

それと、京都府への登録業者ということで、京都府全体ではなしに、山城南土木事務所管内、旧相楽郡ですね、相楽地域の業者数なんですけど、これを確認しましたところ、143業者さんが登録されているということです。それと、従業員の数は、先ほどと同じように、申しわけないんですけれども、総数がわかりませんでした。

それと2点目に、緊急のときの雪ですかね、凍結のときの出勤する業者の選定と、道路ですね、散布する道路とか費用負担についてということでございますが、まず、業者の選定、今まで比較的そういう出勤が少なかったのでございますが、業者の選定はもちろん町内の町道の部分につきまして、町内の指名業者で、できるだけ現場付近、必要なところの付近の業者で、すぐにその人数が確保できる業者と考えております。これにつきましては、明確な規定とかは現在のところ設けておりません。

それから、散布する道路とおっしゃいましたけれども、先ほど申しましたように、町が管理する町道のみとしております。

それから、その費用については、町道でございますので町が負担するというふうにしております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 川西課長にお聞きします。

町内8社、50名ということが一番先にお聞きしましたけれども、8社というのは、町内の業者と、50名というのは、町内に在住、主に町内の業者に登録してある人数と理解してよろしいですか。

（発言する者あり）

5 番（瀧口一弥君） わかりました。

私、実は、こういうことをお聞きするのは、一旦有事の災害時に、その8社、50名の人数で、町内の建設業者だけで間に合うのかと。もちろん、その災害時には、人数が足りるときには他町村の業者に応援を頼めばよいということではありまじょうが、そのときには同じような被害がその地域にも出ておって、応援を出せないという可能性も出てくるかもわかりません。

また近年、竜巻による被害も各地で多発しております。それも同時多発して、いろんな町村、町市にまたがる場合があります。この人口1,600人弱、面積で2,305ヘクタールの町に、多くの建設会社、従業員を養うのは難しいことではあると思いますが、昔、昭和61年、笠置町に災害があった時点では、まだもっと多数の業者さんがあって、多数の建設業者さんがありました。そして、有事の災害のときには大変活躍なさって、速やかな復旧につながったということもございました。その後、大きな工事においては大きな業者さんが入っているいろんなことをなさった記憶もあります。

しかし、その初めの3日間、1週間、そういう人命に関するインフラの面に我々の生命が脅かされることがあるんで、できるだけ町内の業者さんに頑張ってやっていただきたいと。それで、この小さい町でどのぐらいの業者さんが、人数が必要かということをおは把握できませんが、町として、これ以上の業者数の減少や従業員数の減少に歯どめをかけるため、健全な業者の育成や技術の向上に向けて、町としてちょっと手をかしてやっていただきたいと思ひますね。これは雇用の創出や、町内労働人口の流出の歯どめにもなると思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

そして、2番に質問いたしました緊急災害時とか積雪時ですね、道路凍結に関してのことでございますが、近ごろ、住民に危険が及ぶような緊急災害で、建設業者さんが出動されるようなことは余りないので、これは喜ばしいことかなと思ひておりますが、若干の、この間の台風で被害も出ております。これは仕方ないことではございますが、しかし、年に何回かの道路で凍結、冠雪したときに、これ見ている限り府道、国道に関して町内以外の業者さんが融雪剤をまいておられると。これ、何でわざわざ他市町村から来て、この笠置町まで来ておられるのかなと。そこら辺がもっとこの近所の府道や国道に関しては近所の業者で賄うことができないのかと。先ほど、町道に関しては町内の業者がやるということでお聞きしましたけれども、主に通る府道ですね、ここから国道に関してはちょっと遠いところからの業者さんがやっておられるから、もう雪が解けるころに、何しとるねんというようなときもたまにあ

るんで、こういうシステムはどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、府道、国道ですね、京都府の土木事務所が管理するところに関しては、以前は、地元、町内の業者さんという時代があったと思うんですけども、今は年間委託ということで、その塩化カルシウム、凍結防止剤をまくとか、あとは簡単な土砂崩れとか、倒木の処理というのは、年間委託で京都府が入札で業者を決めておるといことです。

確かに現在は町内業者の方じゃないと思います。その緊急に、とにかくすぐに行けるという業者さんという条件で、そのように発注されておりますので、遅い場合も中にはあるかと思いますが、そういう条件でやっておられるので、何とかそういう場合につきましては、少しでも早く行って、とぎの間に合わんということでは困りますので、その辺につきましても、京都府のほうに強く要望していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） わかりました。

町内の府道に関しても急斜面のところもありますので、今よくはやっておる、農産物ですね、地産地消。それも含めて、建設労働力の地産地消できるようにお願い申し上げておきます。

続きまして、笠置大橋の問題点についてお聞きいたします。

笠置大橋の横に歩道ができて七、八年になると思うんですけども、いまだに車道のほうにグリーン幅80センチから1メートル弱の歩行者専用ですか、自転車専用ですか、あれ、レーンがずっとまだ残っていると。それは、撤去しない理由ですね、あれ、まず、撤去しない理由をちょっと教えてくださいませんか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいま御質問の笠置橋なんですけど、これも、京都府の土木事務所が管理しております橋でございますので、京都府の土木事務所のほうに、先日確認しましたところ、おっしゃるとおり、以前に側道橋という歩道橋ができてからも数年になるのにまだグリーン幅のやつが残っているということで、今おっしゃったように、歩道橋ができましたが、もとの橋ですね、もとの橋自体は本来の車両専用ではないということです。ところが、そういうましても新しく交通安全のために歩道橋ができたので、当然、歩道、自転車、歩く

人はそちらを通過していただかないといけないということで、車は旧の橋を、車道のほうを通過してもらうようにというのは考えていますが、実際は、緊急的なことで、特に支障がなかったものですので、次の舗装の修繕とかラインの描きかえがありますけれども、そのときに合わせてするというので、現在の状況になっているというふうに聞いています。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） わかりました。

8月以降、3名ほどの方に聞かれまして、あれは南から北向いて渡るときに、こっちに歩道があるのよう知らない車が、グリーンラインを踏んだらあかんと勘違いして中央のほうへはみ出てくるから、南に向いて走る車がとまっているようなときもあるから、あれ何とか早いとこ撤去してくれよと。ほんで、できたら真ん中にでも白線でも引いてもうたら、もっとわかりやすくなるんとかいう意見を聞かされたので、ここで改めてもう一度要望させていただきます。よろしく願いいたします。以上にて質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 続きまして、6番議員、石田春子君の発言を許します。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

低炭素事業について。

2010年より取り組んでいる低炭素地域対策推進事業についてお尋ねします。

1点目は、笠置町議会、区長会または実行委員で取り組んでいる経過報告。

2点目は、木質燃料の導入で、二酸化炭素（CO₂）の排出量削減、水力発電事業について。

2点、質問します。よろしく願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 石田議員にお答えをさせていただきます。

この、低炭素事業、平成22年、23年、2年間で、環境省の事業として取り組んでまいりました。

この事業は、笠置町を一つの低炭素地域づくりのモデルとして、低炭素地域づくりに向けて、環境と経済の好循環による自立的、持続的低炭素事業の実現に向けた検討を行ってまいりました。笠置町を含む、大都市近郊過疎小規模自治体における、自立的、持続的低炭素対策に寄与することを目的とするということで始まった事業であります。

その中で、笠置町では、笠置町環境経済循環推進協議会というのを立ち上げまして、この事業をどのように進めていくかということを検討してまいりました。その中で、先ほど石田

議員がおっしゃいましたように、笠置町の総面積の8割を山林が占めております。その山林資源、木材をいかに有効に利用していくかというところから始まった事業で、チップ材、それから、ペレット燃料の利用を促進していこうじゃないかということで事業を始めてまいりました。

笠置町では、第3次笠置町の総合計画の中でも、森林、温泉のカスケード利用による低炭素型植物工場を含めて、エネルギーの循環型社会を目指していこうじゃないかということで始まったわけであります。

その一番の大きなものは環境省事業でありますので、石田議員おっしゃったように、CO₂の削減でありました。そして、その中に先ほども言いました、チップ材、木質燃料を利用しながら笠置町の循環型社会をつくっていこうとする1つの事業であります。

現在のところ、いろいろ社会情勢も変わってまいりまして、チップ材の燃料を利用した温泉施設のボイラーをかえていこうといろいろ計画をしてきたわけでありますが、その燃料にいたしましても、実のところ言いますと、チップ材の燃料のほうが、コスト的に、現在の石油価格が上がっておりますが、当時、検討いたしましたときには、石油のほうがはるかに安かったという、そういう事情もございまして現在に至っております。

それから、もう一つは、水力発電を利用した発電事業に取り組もうということで、計画もいたしました。水量等の関係で、現在はそのままになっておりますが、これから進められるであろう白砂川の環境開発を含めて、発電、小水力の発電というのも検討の一つに入れたらどうかという話も持ち上がっておりますので、ぜひともこの小水力についても、笠置町で、この近隣でそういった事業が行われておりませんので、ぜひモデル地域として小水力を取り上げてまいりたいとそんなふう考えております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

このように、新聞沙汰になっておりますので、どのようになっておるかということ町民から声がありますので聞きました。

そして、この新聞に載っております緑の分権改革調査事業として、国から390万円の事業費を受けと書いておりますけれども、これは受けられたんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） この緑の分権改革でございますが、これは総務省事業の調査の一つとしてやってまいりました。先ほどの低炭素事業と、事業の中身がかぶさってまいるわけござ

いますが、この390万円のこの事業で、チップ材、笠置町から排出されますチップ材を利用しようということでいろいろ検討をしてみました。チップ材を利用しながら、植物工場でのいわゆる燃料を利用しながら研究を進めてまいりました。一応、事業は終了いたしております。事業は一応、終了いたしておりますが、今後の笠置町の活性化対策の1つの事業として、チップ材あるいは生ごみから、マイクロガス化プラントというんですか、こういったプラントを学研都市で政策されました。そのプラントを利用して発電をしようという、まだ研究の段階であります。実験をされて、先般の新聞にも載っていましたが、東北地方で、実用化の方向に向かって実験機でやられたわけですが、1つ問題があったそうであります。その問題を解決しながら、本格的なプラントに向かって、今、1つの事業を開発しようという動きが現にございます。ぜひ、マイクロガス化プラント、生ごみから発電する装置であります。その1号機をぜひ、笠置町に欲しいということを要望いたしております。以上です。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

一度、木材を1台に3,000円とかおっしゃって、3台分を集められたんですけれども、その木材はどのようになされたんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 集めた、いわゆる杉の間伐材であります。先ほど言いましたように、チップ材に利用いたしました。それとあわせて、ペレット、木材を固めたものでございますが、そういったペレットの製造にも使うことができます。そういった事業、先ほど言いましたように植物工場で利用いたしましたし、それを、先ほど言いました憩いの館のボイラーにも使うことができないかということでいろいろ検討をしてみました。先ほど言いましたように、コストが高つくので現在のところ中止になっているという状況にございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

そしたら、一応、その木は使ったんですね。

そして、笠置町は、同志社大学と提携をなさっていますよね。今もどのような提携を話し合いをしておられるんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 同志社大学とは、先ほどの環境省との事業の絡みの中で、同志社大学の

先生、千田教授というんですが、千田教授のお知恵を拝借しながら、そういった環境省の事業を行ってまいっております。同志社大学とは現在も包括協定を結んでおりますので、いろんな交流がございます。例えば職員の研修ですとか、あるいは同志社大学での催事等にも笠置町が積極的に参加をしながら、同志社大学との関係は綿密な関係にあると私は思っております。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

そして、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、木質燃料を利用して、ハウス、農作物栽培について検討するとおっしゃっておられましたけれども、今はどのように考えておられるんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 木質燃料は、やはり笠置町にとっては、有効な資源の利用につながっていくと思います。

先ほどから、ナラ枯れの話も出ておりましたが、ナラ枯れをしたコナラを燃料に使っていくというのも1つの方法であろうと私は考えております。間伐材も当然出てくるわけですので、木質燃料は、これから、液体燃料いわゆる今の石油を含めたガスの燃料が枯渇するとは思いませんが、やはり現在の山林の保全から考えますと、里山をいかに守っていくかというところから考えていきますと、やはり枯れた木あるいは間伐された木材というのは、搬出することによってCO₂の削減につながっていくように私は思います。

木材というのは必ず枯れますとメタンガスが発生してまいります。そういったメタンガスの発生防止にも、やはり木質系のそういった燃料をこれから利用することによってCO₂の削減に直接つながっていくように私は思いますので、できる限りそういった方向に進めればいいのではないかなと思います。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子君。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

検討よろしく申し上げます。

そして、総務省の緑の分権改革調査事業を含めて、現在までの経過報告を文章にて報告を願いたいと思います。新人議員も4人もおりますので、はっきり文章で報告願います。

私の質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 緑の分権改革も調査が終了いたしまして、報告が、報告文書で出されております。よければお配りをさせていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 次に、7番議員、杉岡義信君の発言を許します。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

私のほうから、二、三点、お聞きをさせていただきたいと思います。

まず1点目は、町職員の住民対応についてということでございます。

各課において担当の職員がおられる、これは当たり前のことなんですけれども、その中で、一番主となる人が、出張なり、お休みになったときに、住民がそういうところに行った場合において、回答というのかな、話ししてもわからない点があるということなんです。だから、何々課に誰がおって、その課の人がこれは専門やと、それはよろしい。しかしながら、その人がいなかったら、住民の方が行って、きょうはお休みですよと、そうですかと、帰らんらん。そういうことないように、その中でみんなが共有して何事も対応できるようにしてはいかんなんと、これも当たり前のことでございます。

次の2点目に入る前に、これを聞いておくというのは、2点目も、そういう対応の仕方が出てくると思いますので、まず、この1点目、どんな形でされているのか、その人がいなければ必ずしもできないのか、たまたまそういうことであつたのか、ちょっとそこのところ聞かせてください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 杉岡議員にお答えをいたします。

住民の方が役場に来られて質問されたと。その回答がなかなかできない場合がある。休んでいる場合など、あるいはまた出張しているときなど、回答できない場合があるんだけど、そういった場合にどのように対処するんかという御質問だと思います。

私は、その内容によるだろうとも思います。役場の職員の仕事というのは、あるいはもうほとんど専門職であると私は考えております。やはり、住民の方については、何で役場の職員が、あの人がいなかったら何で回答できないのやと思われるのも当然のことかとも思います。と思いますが、やはり間違った回答をしてしまう場合もなきにしもあらずだろうと思います。やはり、同一の課にいながら、この人がいなければ回答ができないというのも不自然な話かなと。だから、担当が2人、3人と同じ、大事な要件ならば、担当が1人、2人と関係するのも1つの方法だろう。あるいは、住民の方が来られて、きょう回答ができないならば、あす、こちらから電話で問い合わせするというのも1つの方法だろうと思います。

そういった、今後、住民サービスにつきましては、十分に検討をしていかなければならぬ
いただろうと思います。

できれば、1つの課の中で1つの懸案事項を解決することができれば、私は一番いいの
ではないかなと思いますが、やはり専門分野に及ぶ場合の事案につきましては、その方が、翌
日に来られた住民の方に回答をさせていただくという方法が、一番私はベターではないかな
とも思います。いろんなケースが考えられると思いますが、私は、そういった方向で解決さ
せていただければと思っております。

やはり、1つの問題をほかの方も共有するということについては、職員の資質の向上とい
うことにもつながっていくと思いますので、私は、今後もそういった方向で、課の中で十分
に対応できるような体制を整えていく必要があるのではないだろうか、こんなふうにも思い
ます。

できれば、私は最終的には、職員の異動も含めて、職員の資質を全体に向上させていく
というのも大事なことかとも思います。やはりこれからは、先ほども言いました住民サービ
スの徹底に尽くしてまいりたい、そんなふうにあります。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

もう町長、それだけの丁寧な回答願えたら、もう次の言葉がないんですけども、ただ、
その課において、チームでやっている、大体1人じゃなしにチームでやっていると思うん
ですよ。そのチームでやっている、仮に3人としましょう。3人の中でリーダーもちろんいま
す。しかしながら、そのリーダーがいなかったらあとの2人がわからんことでは、ね、何の
ためにその3人でリーダーやっているのか。ただ、まだその中身についてまだ勉強不足でわ
からないという点もわかるんですけども、それを専門的にやられているんやから、だから、
これはこうやと、田中君、こうやと。田中君の下に何人いる、またこうしなさい、ああしな
さいよと言って各リーダーが人に教える。教えていかんことにはその人も覚えな。そうい
うこともやっぱり課の中でしていただかないと、田中総務財政課長もいなかったら、わかり
ません。わからなかったら、どうするんで。今、町長言うたように、後日またその来た人に
しますと、住民さんにしますということを言われているんですけども、ただ、行った人が、
これこういうの教えていただきたいんや、前も申請したのに何でこれ残っていないのかなと
いう形を疑問に思うわけなんです。それぐらい、残った書類ぐらいはあけて見てするぐらい
でないとチームの一員じゃないと思うんですけども、町長、もう一回、そのところ。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先ほども言いましたように、そういうそのチームでやっている場合は他の方も回答できるだろう、お答えすることができるだろうと思います。

しかし、先ほども言いましたように、その内容によるんだということだけはひとつ御理解をいただきたい。やはり、特に専門職でありますので、特に、特記した事案についてはなかなか答えられない部分もあるだろう。ただ、その課の中で、チームをつくってやっている場合には、それは答えることができるだろうとは思いますが、その内容にもよるということでございますので、やはり、これからできれば、同じ課の中で、お互いに専門職を持っているわけですが、しかし、回答できるような体制もこれからつくっていく必要があるのではないかなとも思います。

そういったことで、できるだけ住民の方に御不便をおかけしないような体制づくりを、今後いろいろ課の中でも考えていきたいと思えます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

そういうところで、また住民の方が来られたら丁寧な対応をお願いしときます。

また、先ほど田中財政、名前を出したけれども、これは田中君に失礼で、例えばの話させてもらっただけで、そのところまた理解。

そういうことで、後日またこういう形ですするという、町長もおっしゃっていただいたので、また後日、その来られた方に連絡なり何かの方法で、もしよかったら再度来てくださいという形の中で連絡をしてやってください。

2番目、行きます。

2年前って、2年になっていないんですけども、戸籍の謄本ですね、不正使用についてなんですけれども、インターネット上での差別や人権侵害が悪質化しております。また、陰湿で巧妙な差別事件が増大しています。戸籍謄本等の不正取得など、差別につながる個人情報の収集にかかわる差別事件が後を絶ちません。以前から聞いております、戸籍抄本、戸籍謄本等の大量不正取得事件は大がかりなものに発展をしていると聞いております。その全容についてお尋ねをいたします。

また、8土業による不正請求を抑制するためには、正か否かを問わず、第三者が取得した場合には登録者に通知する事前登録型本人通知が有効であると思えますが、いかがでございますか。京都府下では導入している市町村があると聞いております。本町で、どのような取

り組みについてお尋ねをいたします。

議長（西岡良祐君） 同和対策室長。

同和対策室長（増田好宏君） 前段の部分ですけれども、人権侵害事件ということで、全容ということなので、その前段の部分については私がお答えします。あとの登録方の関係については住民課長がお答えいたします。

それでは、事件の全容についてということですが、まず、その事件の内容を御説明する前に、戸籍法改正の経過を簡単に御説明させていただきます。

日本の戸籍制度は、従来より公開が原則でございました。差別利用が多発したため、またプライバシーの保護の観点から、1976年に戸籍法が見直されました。本人や直系の親族以外には、国及び地方公共団体、また、それ以外では、弁護士、司法書士、行政書士などの8業種の方の職務上請求が認められた方、その方だけが認められております。その後も、不正取得が後を絶たなかったために、大阪、愛知、東京、三重、兵庫で相次いで事件が発覚しまして、それを受けまして、2007年にさらなる改正で、今度は、これまで無条件で請求できた8業士、先ほどの8業種の方に、請求利用の明示の義務づけ及び請求者とか代理人の本人確認の厳格化、また、虚偽申請した場合の罰則の強化とあわせまして、最後に大きな改革としまして、今まで罰することのできなかった、依頼者であります興信所とか探偵社を共犯として罰することができるようになったというのが大きな違いです。

最近発覚した中には、職務上請求用紙を偽造するなど悪質化して、現在もそういうふうな事件が続いております。

続きまして、事件の中ですが、ずっとあるんですが、大きなものだけ説明させていただきます。

最近発覚の不正取得事件ですが、2011年11月に逮捕された東京のプライム総合法律事務所の経営者とか、司法書士、元弁護士、探偵社等が絡んだ事件は、プライム事件と呼ばれまして、約2万件に及ぶ戸籍謄本等の不正取得がございました。2億3,000万円以上の利益があったとされております。

また、2012年9月には8人が逮捕された事件ですが、群馬県の調査会社を中心に取りまとめをしていることから、群馬ルートと呼ばれておりまして、数社の調査会社と、2名の行政書士が結託しまして、1万件以上の戸籍謄本の不正取得があったというふうに明らかになっております。

山城管内の各自治体からも、この事件では百数十件の確認が認められております。笠置町

も1件該当がありますが、笠置町の1件につきましては、刑が確定されていないために、不正取得の判断というところで、この百数十件へのカウント計上にはなっておりません。以上です。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） それで、戸籍の事前登録型本人通知制度のまず有効性についてお聞きいただいていたと思うんですが、各行政としては、新たな抑止力のある手法であるという認識をしております。

それと、その制度の取り組みについて、笠置町については、現状どうかというふうな中身につきましては、ことしの8月に城南戸籍の住民登録事務協議会というのが、宇治市、八幡市以南12市町村で組織してございまして、そこで、以前から事前登録型につきましては協議しております。ほかの市町村では、既に議員が質問されておりました中身のとおり、導入されている市町もあります。そういうことも、経過も踏まえて、この協議会で事務レベルで協議をしております。昨年8月によろしく、標準モデルというのを示される段階に至りました。昨年ではございません、失礼しました、本年8月に標準モデルが示された、この8月に標準モデルが示されたところでございます。

それに基づきまして、本町は、特に戸籍につきましては、電算化が現実的には無理というふうな特殊な事情はありますけれども、できるだけ城南戸籍の市町村と足並みをそろえて、恐らく26年度から導入される市町村がふえてくるだろうと思っておりますが、本町につきましても、できるだけ足並みをそろえて実施する検討を具体的に実務レベルでの検討を現在開始しているところでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

今、いろいろと本当に細かく説明を願いました。他町村において、京都市以北で、もうこういうことが導入されております。京丹波、伊根、与謝野、丹後、南丹市、宮津、亀岡、福知山、京都市ですか、こういうところがもうされているんです。13年の一番遅いところで6月ごろですか、もうこれされているんです。

今、城南戸籍に入って、そこと相楽の15市町村の足並みがそろえてからでないということを入れないと。入るんやったら、ここと一緒に入るあたりには26年度になるやろうと、今調整中やということを課長おっしゃった。その26年度になるのには、笠置町においては機械は要らんやろう。手書きですよ。機械は導入せやんでも手書きでいけるという。

よそのことはほっといても、連合においては皆ほとんど手書きで聞いております。だから機械を導入しなかったら、別にお金等問題もないし、笠置町、一番になってやってもよろしいんと違いますか。もうそれ以外にちらっと聞く話では、もうしようかというところも、まだ実際には聞いていないんですけれども、そういうことがある。だから、城南戸籍のその、そこでこだわりがあるとしたら、26年度、仮にこだわりがあるとしたら、26年度にみんなで、協力してやろうということ是可以できるんですか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 城南戸籍でこの8月に出ましたのは、あくまで城南戸籍の標準モデルでございます。導入については、それを参照に各12市町村になりますが、これから具体的な導入を、要項を決めたり、あるいは住民周知を図ったりというふうな動きが出てくるだろうということで、恐らくは26年度から導入される市町村がふえてくるだろうということをお先ほど御説明申し上げたところです。

導入、既にされている市町村につきましては、時期的にはあれなんですけど、5市町については既に導入されて、この9月に2市が参加されるというふうなことで、一番最初に導入されたのが24年10月で福知山市さんがされているというふうな動向で、まだ、そんなに時間がたっているものではございません。

それと、城南戸籍を待たずに笠置町独自でというふうなお話があったんですが、事務局の考え方としましては、戸籍につきましてはやはり法定受託事務という建前上、各市町村で対応が異なるのはおかしいという立場で、いろいろやはり、最低、城南戸籍の標準モデルができたわけですが、そういうことを待って動くべきであろうと。既に導入されている市町でも、その対応形態が若干異なっております。全ての第三者行為に対して、本人通知を全てする市、それから、機密性を保たれた案件については適応を除外する市。いろいろ対応が異なっております、その動向をやはり注視する必要があったということも配慮しなければならないという考えでおります。

その判断を笠置町独自ですぐしたら、すぐできるんですけれども、やはり城南戸籍という団体の中で足並みをそろえてするのが一番妥当であるというふうな判断をしております。

電算化の問題につきましては、当然、手書き、電算化できていない町は笠置町だけになりました。本年度着手されている町村がありまして、それを、もう既にされているというふうな数に含めると、もう府下、笠置町だけが電算化できない。これはいろいろ財政の問題もありましょうし、費用対効果の問題もありましょうし、いろいろあるんですけれども、電算

化されていないからこの事前登録はできないということの判断は、今の現時点ではしておりません。ただし、実務的には、間違いがあってはならない事務ですので、実務的な検証を今、具体的に入っているところでございます。

もう一つ、参考までに答弁させていただきたいんですが、事前登録をする実務につきましては、私の本籍地、この戸籍の筆頭者が誰々の分について登録しますと、一つ一つこれを取られた場合について通知してくださいというふうな登録の仕方になります。私に関する住民票なり、戸籍なりとられた場合は全て通知してくれというふうな、そういう大まかな登録というのは実務上できませんので、そういう形になります。そういう形になれば、いろんな細かな実務というのが出てきます。電算化してないから、附箋を張る、和紙ですので、まだ改正戸籍というのが、ほかの町村では、コンピュータ化でなっているんですが、笠置町の場合は、まだ和紙で原本を保存しております。それも、和紙というのは、本当に貴重なもので、取り扱いには十分注意しなければならない。そこに、この分については、登録されているという目印をつけるやり方、恐らく何かの紙を挟むやり方になってくるだろうと思うんですが、そういうふうな実務レベルの検討をこれから具体的にしていかなければならないというふうなことで、現在、進めております。それを終了するには、最低、やはり今年度いっぱいはいかろうかと思えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

とにかく26年度は、みんなそろえて行こうという話が出ているところやね。そこへ持ってきて、やり方はどういう形でやるかということはまだ決まっていないと。課長が今、細かく言うたけれども、それはこれからでけた後に、住民にやっぱり啓発するものであって、それはそれでまたやってください。

それで、職務上の用紙があったら、もうこれ以上言わなくてもええけれども、あったら、あしたでも、今現在でも、私の、東課長の謄本はとれるんですよ。ね。とられて、その謄本をどこへ使われるのか、本人がわからない。こんな制度を、ことが許されていていいのか。業者が来たらすつと窓口で出します、使われます、本人はわからへん。本人、どこへ出されたかわからへんのや、ね。それを、まだ早いから、まだ早いからって、こんなもんもつとはよからやらんなんやつが、よそはまだ、やっているのがまだ最近やから、笠置町は城南戸籍があつて、そこらとみんな一緒にしようと言うてんのやつて、それはよろしいがな。まだ、福知山でできたのが、課長言われたとおりですわ。12年10月ですわ、ね。そしたら1年、今

13年の1年弱です。やられても、早い、遅いと、そんな問題違いますやろう。それはやらないかんということ言うてもらわんと。よそやっているのが、まだそんな時期的に早かったから、うちはまだまだその、一緒に連れ持って行こらやないけど、それでやるんやって、それはちょっとおかしい。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 8士業、弁護士、行政書士、司法書士、海事士、弁理士、その士業については、第三者請求は法的に認められております。

それは、館長が初めに不正取得と言われた。その中で、認められた中で不正案件が出たことについては、これは罪ですけれども、請求することに自体は認められております。

例えば議員が何らかの理由で私の謄本を弁護士に依頼されて、職務上請求用紙でとられる。これは認められております。その認められた権限というのは、機密性を持っておるのも事実です。機密性というところちょっとややこしい話になるんですけれども、例えば訴訟、弁護士の例を挙げますと、裁判の準備なんかをする場合、離婚訴訟もあります。その手法なんかで相手さんの情報を確定するためにとることは、これはもう法的に認められているということで御理解いただきたい。

そこには不正案件があるから、今回、事前登録型をするというふうな位置づけ。あくまで不正案件を対象にすると。その機密性については、どう取り扱うんやということで、城南戸籍でもいろいろ議論がとり行われていると。今回、8士業の裁判関連、一言、大きなくくりで言いますと、裁判関連の事案については適応除外というふうなモデル案が今示されたところ。笠置町もそのモデル案に沿って、今後詳細を決めていく考えでおります。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 課長、あのね、8士業についてはこれとれるってことは、資格を持っているからとっているんですよ。とっているけれども、不正取得かどうかまだわからん。不正取得、本人はわからへんわけや。この人らはええようにとっているかわからん。しかし、その中に不正取得もあった。だから、それを本人が、こうこうとられましたよと教えてやってくれよという制度をつくってくれと言うてんやから、別に法的に認められている、法的に認められているから、窓口書類出したらもらえるんですわ。それを何も私は、ええとか悪いとか言っているのと違う。それは、当然のことで、職務上で、それは紙に書いて出したらもらえる、これは当たり前のことです。

しかしながら、それをどういうふう本人が使われているのか知りたいから教えてやって

くれと、そういうことを本人通知したってくれと言っているんで、この人ら資格持っているからとれるんですと言うたら、これもう話にならへん、ね。

これもう、よろしいか。12時なつたけれどもよろしいか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 8士業さんが職務上の請求用紙を持ってこられて、その全てを第三者、とられた本人に通知するというのは、これは不可能なんです。法律で、弁護士さんがこの方の謄本をとられましたと。この制度を発足したということで、登録した人にこの弁護士さんから謄本とられましたよというふうな通知は、これは不可能なんです、法的には。

なぜかと言いますと。

（発言する者あり）

住民課長（東 達廣君） そうなんです。あの弁護士さんが、杉岡さんの戸籍をとりに来られたと。それを杉岡さんに通知するという事は、案件によっては不可能になります。それは、適応除外というふうに先ほど言いましたけれども、裁判にかかる分については、適応除外と、その他の案件については通知させていただきます。

その1例を申し上げますと、例えば、弁護士の行う業務につきまして、多くの場合において、相手側に知られることなく作業を進めていく業務、いわゆる機密性の高い業務でございます。例えば、相手方が、仮差し押さえ、仮処分、強制執行等の執行免脱行為をなしに権利の保全や実現が果たされなくなる危険とか、遺言書作成の事実を秘密にしたい場合でも、相続人らに知られてしまう危険、訴訟等の準備のための資料収集を察知され、訴訟等をしないように圧力をかけられる危険、これ等々の法で認められた業務の執行が阻害されるケースが出てくるだろう。そんな辺の調整を城南戸籍ではかなり協議をさせていただいたという経過もあります。

当然、杉岡議員さんの不正取得に対する人権侵害というものはあるんですけれども、その反面、この制度をすると、訴訟を起こす権利の侵害も反対に発生してくる可能性が出てくる。どちらもあってもならないことなんです。どっちが重たい、軽いじゃなしに、どっちもあってはならないことなので、そんな辺でいろいろ協議をしていると。福地山市の例を挙げますと、第三者請求が弁護士の訴訟案件でも全て今通知する制度になっています。それは、恐らく訴訟を起こされれば負けるであろうという見解が出ています。そういうふうな、まだ間もない制度ですので、そのどちらもあってはならないことを両立さす線を城南戸籍でいろいろ検討させて、ちょっと時間がかかったと、導入市町村にも時間がかかったというふうなこと

も現実にはなったわけでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

これはもう課長と私がもう押し問答したって難しい問題ですので、また続きをまた今度。

とりあえず、26年度においては、城南戸籍のグループとこちらのグループが一番ええベスト的なものをつくって、制度をやるということですね。それについては、先ほどこまこまと教えていただいた、窓口において、それ以外のもんは教えてもええという形のこと、ちょっとニュアンスがあったんやけれども、訴訟問題にかかわるもんについてはあかんと。ただ、これはちょっとおかしいんやと、内容についてこれはちょっとおかしんちゃうかという形のもんが、それはもう本人通知してもええなというちょっとニュアンスもあったんで、そのところはまた気づけて、もう個人情報あかんねやと言うてかなり突っぱられるけれども、個人情報、突っぱつとる間に侵害されているんですよ、個人としては。

そういうことで、また後日、続きをまたやらせてください。また、ええことあったら教えてください。やっぱりこういう専門的なものを、専門的にやられたらやつね、もうちょっと私も勉強不足でした。それで、そのところひとつ、これが私も勉強してあれやります。

そういうことで、議長、もうきょうは、このままほっときます、今の問題については。

それで、あと1点あるんですけども、もう私の一般質問、これで終わっておきます。

議長（西岡良祐君） これでよろしいか。

7番（杉岡義信君） いや、いこいのね……、よろしいですか、もう、時間が……。

議長（西岡良祐君） 時間はええですよ。

7番（杉岡義信君） 大分、遠慮してしまうんや、これ。

それでは、もう一点、いこいの館、4月1日から民間に委託されまして、この前、委員会報告で私、2日目、補正予算のときに前へ出て、中身、補正はこういうことで、こういうことなんやとかいうて言わせていただきました。

それで、7月はちょっと数字的に忘れたんですけども、8月の売り上げの3%、町へ還元してもらっているやつが34万2,104円、7月も20万円弱あったのかな。17万円でしたか。これを民間委託した。34万2,104円が笠置町に還元された。金額的に34万円という形になるんですけども、今まで赤字ばかり出して、その赤字を補填して、1年間に何千万円という形の中で出した。今現在、笠置町にこれだけの34万何ぼというけれども、出すよりも入ってくる金があるということ、やっぱりこれは絶対歓迎しな

きやならんと。これもずっと続いてほしいのは私らも願望なんですけれども。

そういうことで、第三セクターにしてよかったなという、まだまだ先の話なんですけれども、私も何回も言っているように、やっぱりかしばにもうけていただいて、その還元を笠置町にどんどんしてもらおうように、皆さんとともに、皆さん、どういうのかな、ああでもない、こうでもないという風評被害を持たすようなことを関係なしに、皆さんで協力して、やっていきたいと思えますので、これが34万円が50万円になるやらわからへん。どんどんもうけていただいて、笠置町、修理代は別としても、こういうことでいこいの館、頑張っていたきたいと、こういうふう思うわけでございます。終わります。

議長（西岡良祐君） これより暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時10分

再 開 午後1時15分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

1番議員、田中良三君の発言を許します。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

過疎化問題について。

町長、先ほど石田議員も質問されはりましたが、同志社大学との話し合いで石田議員が言わはった以降のほかのことは、どういう話をされはりましたか。どういう議題で。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 同志社大学との協定についてということでお尋ねであります。同志社大学とどういう会合を今まで持ってきたかという話だと思います。

同志社大学とは平成22年に包括協定を結びまして、その中で環境、産業、教育、文化、まちづくりなどなど広い分野で連携していくという協定を結んでおります。

どういった今まで仕事をしてきたかということでございますが、具体的に言いますと、先ほど石田議員からおっしゃいました環境省との絡みの事業、それから私ども職員の研修ですね、今川ゼミに職員を派遣しながら、その職員の質の向上に努めるとか、あるいは学研都市で研修会が行われますと、担当課が必ず出席をいたしてきております。

そのほかは、先ほど石田議員にいろいろ御説明を申し上げたところでございますが、それにも必ず同志社大学が参加をいただいております、御指導いただいているところでございます。

これからやはり同志社大学とは、子供の教育等に関しまして、留学生との交流を進めるこ

とができればなということを実は考えているところでございます。これにもやはり大学側の都合なり、あるいは留学生の都合等もございますので、慎重に協議を重ねてまいりたいと考えております。

同志社大学との関連につきましては、これからもぜひ強い関係を持ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

耕作放棄地、2009年に国庫で約200億の基金で設立されたと聞いておりますが、それに対して笠置町の検討内容として、切山地区をワイン用ブドウ畑として再生整備し、町内外の雇用を誘引し、定住や交流を促進するとありますが、間違いありませんね。

それと、この案として、切山区役員説明会が平成25年9月7日に開かれるという予定が出ていましたんです。これについて返答をお願いします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをさせていただきます。

いわゆる今、田中議員からは、荒廃農地ということでお話ございましたが、私がかねてから笠置町の持つ利用でき得る資産を何とか有効利用していきたいということで、荒廃農地をまず挙げさせていただきました。先ほど、切山地域のブドウの栽培ということで、特定がございましたが、現在のところ、ブドウになるか、何になるかはわかりませんが、荒廃農地を解消していこうとする動きは町を挙げて取り組んでまいりたいと考えています。これについては、笠置町の農業委員会、それから地域の農家組合等もあわせて協議をいただいているところでございます。

それから、9月中に地元の役員会を持つのかという質問でございましたが、一応荒廃農地を調査していくという、10月から調査をするという形で、切山地域の役員会の了承を得たところでございます。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） それに対して青年就農給付金準備型2年、経営開始型5年という年間150万、夫婦でしたら225万というやつがあるはずですが。それに対してIターン、Uターンを呼び込み、空き家対策事業と組み合わせることは可能ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、青年就農給付金という国の制度がありまして、人・農地プランという国の制度がありまして、京都府では、京力農場プランという同じような制度があります。

新しく就農される方、それから就農してこれから続けていきたいという方に対して今おっしゃいましたように年間150万、最大5年間ですか、研修の期間は2年間というような制度がございます。細かいところはちょっとまだわかりにくいところもあるんですけども、45歳未満の方というような規定になっています。

ただ、今おっしゃいました空き家対策と簡単に結びつけるというのは、なかなか難しいかなと思います。私も空き家対策、直接はやっておりませんが、空き家におきましてもなかなか提供する方もおられない、また入ってくる方もおられないということです。

農地につきましても現時点では、それなりの理由があるから、なかなか農業をする方もおられないようになっておりますので、この制度がありますけれども、これ自体にかなり縛りもありますので、現時点ではその農業と直接すぐには結びつかないかなと思います。

最初から大変否定的な意見を申し上げまして申しわけないんですけども、今後につきましては、そういうやる気のある農業をやろうという方が出てこられましたら、そういうことも可能かなと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） これに対して45歳未満というのはわかりますけれども、人・農地プランという条件がついていますね。その条件でどういうことがメインになる条件ですか。それをお答えいただけますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、青年就農給付金に関しまして、それをもらうためには、今おっしゃいました人・農地プラン、先ほども申しましたけれども、京都府では、京力農場プランというものに位置づけられていなければならないというような条件があります。それは、簡単に言いますと、どういうものかといいますと、荒廃農地がふえて、今後この先、だんだん農業をする人がおらなくなってくるということで、地元の農業者の方を中心に、また農業委員会、役員さんなどを含めて、地元で今後の自分たちの農業をどうするかというような計画をつくると、自分たちの意見を集約してつくると。それを町が計画として策定して、京都府、また国のほうに報告するというような形になっています。

もちろん、地元の意見で集約した形にならなければならないということですので、なかなか

か簡単にはいかないかなと思います。農地の貸し借りの問題やいろんな問題があって、今までの慣例的な問題もありますので、簡単にはいかないかと思いますが、それができたら、そういうことが可能になります。

それを策定した中で、先ほど申しましたように、今後その地域の農業を担っていく方がありましたら、もちろんなかったら困るんですけども、その人を計画の中に位置づけるということで、それが位置づけられましたら、先ほどおっしゃいましたような給付金の対象になっていくということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

よろしく検討をお願いいたしまして、その次の防災について、避難場所、避難経路の進みぐあい。マニュアルはできていますが、避難場所、どこでしたか、1カ所目がだめで、2カ所目もだめやって、3カ所目で避難場所が変わったというところ、この18号のときに。

それと、避難経路といいますか、それがどういうぐあいになっているか、ちょっとお願いしたいです。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、避難場所及び避難経路について御質問いただきました。

避難場所につきましては、笠置町の地域防災計画にそれぞれ掲載はさせていただいておりますけれども、どこがだめ、あそこがだめというんじゃないに、この避難場所の指定している場所が土砂災害の警戒特別区域にも入っている箇所がありますので、そういう部分も踏まえて、後ほど説明させていただきます避難経路も含めて、今後防災計画の見直しを考えております。

今防災計画を見直しするに当たり、要配慮者の関係も防災計画に掲載するということが載っておりますので、その部分も踏まえて、できるだけ早い時期に防災計画を検討したいと思っております。

それと、避難経路でございます。避難経路につきましても、防災計画の震災編に載っております。避難経路は明確に順路等も示しなさいよと、それと、避難場所もきちっと明記しなさいよという部分があります。残念ながらというんですか、こちらのあれで、そういう部分はできていないのか実情でございます。その分も踏まえて、今後の防災計画に上げたいと思っておりますけれども、ただ、避難経路を示すことがええのかどうかという部分もあります。

というのは、災害の内容によって、土砂災、また水難等水の関係もございまして、その辺はちょっと十分に専門家の方々の意見をいただきながら、今後は防災計画の中でうたわせていただきたいとそうように考えております。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

飛鳥路地区が木津川の潜没橋がつかって、奈良へ抜ける道がどういいますの、もう通行禁止みたいな状態になったんで、この飛鳥路の地区に対しての孤立して、あそこの地区の人としゃべったら、電気と水道があったさかい3日や4日は大丈夫やとは言うてはりましたけれども、たとえ電気が切れたとしたら、まず、1日ともたないと思うんです。これに対して笠置町は、行政はどう考えてはりますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、飛鳥路地区の話が出ました。実は、飛鳥路地区だけじゃなしに、それぞれの地区の区長さんに、警報が出たとき、また避難場所を開設したとき等を連絡させていただいております。今回飛鳥路地区が議員御指摘のとおり潜没橋がつかり、柳生線に抜ける道も奈良市側で道の崩壊があって通行どめになって孤立したという部分が建設課長のほうがすぐに情報を得ていただき、その日のうちに奈良市側のほうには、即、孤立しているので、対応してくださいよという話はさせていただきましたけれども、奈良市側でも前には進めなくて、連休明けのあくる日にも建設課長のほうから再三再四お願いはさせていただいております。

ただ、その際に、議員のおっしゃったとおり、水道、ライフライン等がとまったときには行政としてどうするかという部分でございまして。できる限り、道がある程度安全が確保されれば、線路伝いで行った中で、行政のできる部分はできるかなと。それと、中部消防につきましても、そういう状況が生じたときにはどのような体制を組んでくれるかということもございまして。当然そのときには、橋を渡ってでも救助というんですか、救急な患者が出た場合は、そのように対応するというのをいただいておりますので、消防と十分連携もとりながらやっていきたいと、そのように考えております。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

笠置町の雨量のはかっているところはどこにありますか。それと、長時間の雨、48時間の降水量、土壌水量が5キロ四方で50年に一度の値で一定範囲で50箇所、短時間の雨で

3時間の雨量と土壌雨量指数が50年に一度の値で一定の範囲内で10カ所とあります。これらの場所はどこら辺から50箇所とか出ているんですか、その範囲。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、まず、笠置町で雨量を実測しているところというのは2カ所ございまして、この庁舎の屋上、それともう1カ所は東部消防署です。その数字が京都府にそのままリアルタイムで入るようになっておりまして、それにつきましては、京都府の土砂災害の情報というのがありまして、皆さんのインターネットでも直接見られるようになっております。

それと、もう一つの御質問ですけれども、ちょっと私にもその中身、わかりにくんですけども、多分何キロメッシュというようなやつじゃないでしょうか。そういうことでしょうか。それにつきましては、直接の雨量をはかっているわけじゃなしに、レーダーの観測で、そういうものを機械的な処理をして、データを出しているものと私は認識しております。もし、ちょっと違うかもしれませんが、申しわけないですけれども、私の知る限りではそういうことです。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

笠置町の場合、長時間の雨と短時間の雨の数量は幾らですか。

それと、土壌雨量指数の数量もどれぐらいか聞かせていただきたいです、特別警報が出るときの。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えいたします。

今回の台風18号の関係の1時間の雨量で、たしか28ミリか30ミリの前でした。全体的には255か253ミリが1日の雨量でございます。

それと、もう一点の土壌の話ですけれども、これは、笠置町の雨量だけじゃなしに、例えば、メッシュというんですか、網線があるですけれども、それは奈良側でいえば、佐川、柳生からの雨も数量も参考にした中で、レベル1からレベル3がございまして、土砂災害で。それは、笠置町だけの雨量じゃなしに、近隣のところの雨量も勘案した中で、土壌の現況を見た中で、メッシュを作成し、笠置町のほうに今回はレベル2、また時間がたてばレベル3とか上がってきます。ただ、笠置町だけの雨量だけじゃないということだけで、確認をしていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 田中です。

今多分、長時間の雨量の 280 ミリ言わはったん、長時間の雨量です、あれ。それが、笠置町と違ごうてこの付近の近隣のされている雨量の係数ってあるはずですよ。例えば京都市 328、神戸市 299、奈良県の川上村は 48 時間 1,000 ミリ超えないと特別警報出ないはずですよ。いや、これ付近のミリ数を聞いているんです。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問は、特別警報にかかわる一つの参考としての雨量ということですね。

確かに、奈良、和歌山のほうが総雨量は多かったけれども、特別警報は出なかったというのは過去の例に基づいて、多分昨年奈良県の襲った部分よりまだ低かったということで特別警報が出なかったと思います。これは、気象庁のほうでつかんでいる京都でいえば、南部でいえば、伊勢湾台風あたりの雨量と指摘したという部分での特別警報の部分と、今回は、京都府全域で出されたということは、京都府の全域の中で、その過去何十年か見た中で、時間雨量及び総雨量がそれに達したということで特別警報を出されたように聞いております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） この特別警報が出ていない他の他府県の県で、18 号の台風に関して竜巻が発生して家屋とかがたくさんいってますよね。例えば笠置町の場合でも避難所と設定されているとき、窓ガラスとかあるところ、そういうのあったとき、一番危ないのは多分窓ガラスの割れやと思うんですわ。それで、それに対する対策とかは検討される意思はありますか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問ですが、なかなか非常に答えにくい部分がありますけれども、ただ、広域避難をやっばり今後は考えていかなあかんかなと。笠置町でいえば、安全な場所、強いて安全な場所。小学校の体育館なり、また産業振興会館なり、またいこいの館への協力を願ってあそこに避難場所をするとか、そういう部分では対策を講じていく必要があろうかなと思います。ただ、その 2 次避難をする際にも果たして動く時期、避難する時期等々の問題があると思うんです。例えば竜巻注意報が出たときに避難するのはどうかと。だからその辺も踏まえた中で、慎重に策を講じていく必要があるかなとそのように

思います。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 田中です。

このいろんな今話してもうたんを踏まえて、やっぱり町民に特別警報の説明会を開くべきだと思いますが、これに対していかがですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、特別警報なり、また避難等の部分も踏まえて住民説明会という話でございます。

その件につきましては、午前中、西村議員ほうから話いただきまして、特別警報が出た連休明けのあくる日に気象庁のほうに電話いたしまして、何かそれに合うようなチラシ等がないかということを確認しましたら、実は、特別警報のリーフレットがありますよということで、これの4枚になった部分でございます。まずは、これを住民の方々に配布させていただいて、住民の方が熟読をしていただく。まず、これが一番初めの住民への周知を図りたいなと。その後、気象庁のほうにもうちょっと何とか部数ならんかな、余分に思いましたら、実は笠置町さん以下その後、各市町村から電話あって、今ちょっと部数が切れているということで、何とか700部は用意させていただいて10月の広報には間に合わせられますけれども、今後はもう少しちょっと置いておきたいなというぐあいに考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 1 番、田中良三君。

1 番（田中良三君） 田中です。

よろしくお話しときまして、次の介護支援について質問させていただきます。

2015年から3年程度かけて地域支援事業にこの介護支援は移ると思いますが、町の対応はどう変わるんでしょうか。今までと多分同じやと思うんですけども、それをお答えできますか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 今ちょうど議論されている途中でございますので、確定論としては申し上げにくいわけでございますが、今の情報によりますと、財源も公費50、保険料50、それから現役世代の保険料そのうち30で、1号被保険者は20というふうな財源の中で実施されてくるということで、今まで要支援者予防介護事業が地域支援事業に移るという協議がされておる。そこで今のような財源構成があわせて議論されるんであろうと思います。予防介護を地域支援事業に移行になる。そこで問題になってくるのは、財源問題になろうかと

思います。

最終的には、保険料と給付のバランスの問題になろうかと思うんですが、そこは見きわめて、27年度からの笠置町の第6期の介護事業計画にしなければならないことを見きわめて反映していきたいというふうに考えています。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

新聞報道で、これ、二極化されると、ええところと悪いところが二極化されるというので、いろんな新聞で報道されていますんで、よいほうになるようによろしく願いいたしまして、次には、町道に関しての質問をさせていただきます。

擁壁等からの水漏れ、井出上1番地、羽根田1番地、正司35とかあるんですよ。その井出上1番地は町道の上の水路からもう漏れている状態ですけども、羽根田と正司の場合は、町道の水路があって、町道があって、その下に擁壁がある、そこから漏れているんですよ。そういう対策はどう考えてはりますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

水路、町道に関して下の水路、上の水路、いろんな水漏れがある。ものによっては結構大きなものもありますし、ほんの小さいものもございます。今3カ所おっしゃいましたけれども、それ以外にも各区長さん初め区の方々からの連絡がありまして、その水路の水が漏れている状況とその原因を一つずつ調査はしています。

もう明らかに原因がわかるものについては、またその中の危険度とか、今後それが大きく変状していくというようなものについては、できるだけ早急にやっておりますが、水路についてもいろいろございまして、町道の横にある、町が管理する水路ではございますが、中には水利組合の関係する水路もあります。その水路につきましては、田んぼの期間中、水を流されておりますので、それほど長い時間はとめられないということで、その組合の方とも相談しまして、もちろん危険性がないと、すぐに差し当たって危険がないということにつきましては、田んぼが終わった時期、これからですけども、これから冬場、春にかけて修理をしていきたいと思っております。

水漏れのことですので、実際の原因がなかなか特定できないというものもありますので、それにつきましては、危険でない限り継続して調査をして状況を見ているものもございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 今私、聞き間違ごうてなかったら危険性がないとか言わはったと思うんですけども、どういいますの、生け垣といっても間知石じゃなくて、普通の石から漏れている水とかのところなんて、結構きつく漏れているさかい、それが崩れたら町道へ出てくるわけですよ。それを危険性ないとは言い切ってもろうたら、ちょっとまずいんではないかと思うんですけども、この質問に対して笠置町も多分直してくれはると思いますんで、もう後の返答は要りませんで、よろしく検討をお願いいたします。以上で終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） 続きますして、2番議員、向出健くんの発言を許します。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

まず、草刈りの問題について質問をさせていただきます。

笠置町内には草が生い茂り防災上や衛生上、問題となると思われる箇所もあり、また観光という点からも美観の問題のあろうかと思う箇所もあります。

町として、草刈りについて今後どのように対処されていくお考えでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、まず、草刈りという全体の話となるかと思いますが、建設産業課、私どものほうで所管しておりますのは、基本的には道路や河川の草なんですけど、それにつきましては、予算の関係がございましてなかなか最近刈るのが遅いし、できていないところといういろいろな苦情もいただいています。

今までは、刈れていたところでありましてなかなか刈れないところもございしますが、順次必要な部分というか、先ほどの話にもなりますけれども、危険であるというところは部分的でありますけれども、まず、少しずつでも刈っていくようにはしております。

それ以外のもしかして町道以外のことも今おっしゃられようとしていてと考えてよろしいんでしょうか。

町道以外のものにつきましては、直接、民地でありますので、なかなかそこまでは現在のところ、町のほうが出ていけない部分があります。全体の草刈りにおきましても、例えば空き家、町道に接しているところ、空き家とかの関係でもいろいろな要望もあります。

基本的に道路から直接生えている草というのは割と少ないもので、ほとんどが民地に関係するところ、山とか、宅地なんかが生えておりますので、考え方ということでしたので、で

きるだけ以前から、昔からやっておられるというんでしょうか、自分の土地の個人の土地に関しては、できるだけ個人で管理をしていただきたいと、今後におきましてもそういうふうになっているのが町の方針というんですか、考え方です。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 町民の方から、町道などの草刈りをボランティアとして行っているが、高齢者も多くて大変だという声をお聞きしています。

今の話では、町道などは町が管理するような場所の草刈りは町が行うということだと思わんですが、場合によっては、町民の方にも御協力を仰ぎたいというふうにお考えでしょうか。それとも町が全てするんだと、そういうものでしょうか、見解を伺います。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 先ほどちょっと私の答弁が間違っ理解されたいけないと思ひますし、訂正というんですか、もう一度お答えさせていただきますが、基本的には町道につきましては町がやります。ただし、従来からの各区で出合いというんでしょうか、それでやっていたところにつきましては、区のほうにお願いをしております。

区長会でも今おっしゃったように、今後やっぱり高齢化してきてなかなか草刈り機とかが使えないということも、そういうところがありますので、何とか町でやってくれという何個かの区からも同じような要望が出てきてだんだんふえております。事実そのとおりではないかと思ひますが、現在のところなかなか全体をするだけの予算的なことも確保できておりませんので、そこまでは対応できないので、何とか従来どおり、今のところお願いしますと区長会では言っております。

今の御質問で、草刈りへの補助というんですか、ボランティア的なところに協力をという話でしたが、先ほど私、申しましたように、できるだけ基本的には自分の土地を自分で管理していただけたらと思ひますけれども、なかなかそういう簡単にはいけない時代になってきましたので、今後はそういうこともあろうかと思ひます。例えば京都府とか国なんかでボランティアロードみたいなこともやっておられるところがありますので、今後に向けてそういうことも検討の一つになるかと思ひます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 町民の方から、草刈り機の刃の費用や燃料は個人持ちで出している、補助をしてもらえないかという御意見もいただいております。

広島県の世羅町では、町道の草刈り作業交付金交付制度というのがありまして、一定刈っ

た場合に補助が出るというものです。そうした補助について町のほうからするという考えはおありでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、草刈り機の刃の補助ですが、それも含めまして、いろんな方法があるかと思えます。先ほどのボランティアの話もありますので、それだけをとということの御質問でしたら、今の時点ではないとしかお答えできないんですけれども、先ほどと同じようにいろんな形があるかと思えますので、将来に向けて検討をする必要は十分あるかと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） ぜひ検討いただいて、また状況をお聞きしたいと思います。

次に、個人などが所有する土地で、草が生い茂り放置されている場所があり、町民の方からも対処してほしいとの声をいただいています。

こうした空き地などの草刈りの責任はその土地の所有者にあると思えますが、いかがでしょうか。

また、こうした土地などの所有者の方に町のほうから連絡してもなかなか事態が進まないこともお聞きをしていますが、今後こうした問題にどのように取り組まれますでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） まず、1つ目の個人の土地ということで、先ほど私、申し上げましたけれども、まず、個人の土地についての責任というのは、基本的には個人にあるかと思えます。それはまず間違いないかと思えます。

ただ、そう言うのは簡単ですけれども、いろんな条件がありまして、なかなか草が刈っておられない、住んでおられない、連絡とれないとかいろいろあります。先ほどもおっしゃいましたが、連絡がとれないところに関しては、今までもそういうことがあったかと思えますが、各区の区長さん初め区の役員さんなんかから連絡をしていただいたり、そういう対応をしています。

今後はそういうところがますますふえることも考えられますので、今どうしたらいいかというのがなかなかわからないんですけれども、やはり区の中でも隣組や組み入れて、横の連絡、どこの方が持つておられる、空き家であっても連絡場所を聞けるような体制に持つていけるのが、いろんな防災面も含めまして、一番いいことではないかと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 笠置町には、空き地などの草刈りに関して、所有者の責任をうたった条例はないとお聞きをしています。三重県の伊賀市では、伊賀市空き地の雑草などの除去に関する条例が制定されています。その内容は、所有者の管理責任の規定や空き地の雑草などの除去の指導や勧告、命令ができること。また、それに期限内に従わないときは、市などがかわりに雑草などの除去を行い、費用を所有者などから徴収できるといったものです。

こうした条例を笠置町でも制定するべきだと思いますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、笠置町に一番近いところでそのような条例があるのは伊賀市だと思います。私もその中身はほかの農地の関係も以前ありましたので、どういう条例かということで調べました。空き地で放置されているところに生えている草の条例ということで、今おっしゃいましたように、その辺の条例がきっちりと伊賀市ではうたわれております。ただし、規定がかなり厳しいことになっておりまして、最終的には、その間にいろんな文書のやりとりをしながら、最後には、もしも刈ってもらえへんときは、市がすると。その費用を求めると。費用もまた出してもらえないときも法的な手続をとってというかなり複雑なことになっております。現時点では笠置町といたしましては、その条例を制定するという予定はございません。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今予定はないということでしたが、まず、初めに、所有者の管理責任をうたうとか、精神論的なものでも第一歩だと思いますので、そうした簡単なものでもいいので、まず制定をするというお考えはないのでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 雑草の管理については、もう原則論は今まで出た話で御理解いただいているとは思いますが、現実の実際の笠置町の現在の運営を若干お話しして、条例制定については、現在のところ考えていないということを答えさせていただきたいと思います。

現在、農地は農地所管課、それから私のほうは、住居の隣接する宅地なりが雑草で繁茂しているケースなんかは所有者を調査して通知させていただきます。あくまで、これは勧告です。環境上あるいは土地利用上好ましくないのを早期に刈ってくださいというふうな状況で勧告をしています。その状況が今の現在では耐えがたい状態までには至っていないという判

断をしております。

事例としても今後ふえてくるでしょうけれども、今の現時点では、条例制定に及んでいないというふうな考えを持っています。代執行するような条例の中身になってこようかと思うんですが、そこまでの現時点では適用を考えていないということでお答えさせていただきます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 現時点では考えていないと、しかし、今後そういった例がふえてくるというふうにも考えているという答弁でしたが、ぜひ検討だけでも結構ですので、考えていく方向で、ぜひ一度お願いしたいと思うんですけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

東部の国道163号の歩道の設置について質問いたします。

東部集会所の東から国道163号沿いの歩道は途切れています。

まず、町としてこの歩道の設置の必要性をどう考えておられるのか、見解を伺います。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、東部の途切れている歩道、約100メートルございますが、ほかにもございますけれども、まず、途切れている歩道というのは、特に途中までは歩道として来れるのになんかというのは大変危険やと思いますので、これも国道ですので、京都府の管轄でありましたので、ずっと国道を管理する京都府のほうに要望をしております。一部、その見通しが立ったところもあります。また、まだもう少し先というところもございますが、それについても引き続き要望していく予定でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今少し状況もお聞きはしましたけれども、府が管轄しているということで、府のほうはこの歩道の設置についてどのように考えているのか、町として経緯や状況、把握されていることがあれば、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 先ほどもちょっと申しましたけれども、京都府のほうでは、当然私、先ほど申しましたように、歩道というのは、つながっていて当たり前ということで、何とかつながりたいということで、私のほうの要望もずっとやっておりますが、その辺

を受け入れていただいて、できるように努力してもらっております。

先ほど申しましたように、特に切れているところですね、何カ所かはありますが、それにつきましても、京都府のほうで、いろんな用地の調査を初め立ち会いや用地の交渉やということで順次進んでおります。特に去年ですか、亀岡市の事故がありまして、警察を初め小学校など皆さんの交通安全の調査というのがありまして、いろんなところが抽出されました。そのように切れているところは、当然その調査に挙がっております。そういうことは、京都府が当然認識しておりまして、一刻も早くできるようにやって、現在進んでおります。

今後とも用地や調査、立ち会い、いろんな住民の方々に所有者の方々にもいろいろお願いしに行かなければならないところが多々あると思いますが、京都府のほうも何とか皆さんの御協力をお願いしたいということでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今、府のほうも進めていくという方向でというふうにお聞きをいたしました。府のほうにもずっと要望していただいているということですが、これまでの府に対する歩道設置に関しての働きかけの状況、それから今後どのように府のほうに要望されていく御予定でしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 要望につきましては、先ほど申しましたように、ずっとやっております。特に今までなかなか動いていなかったところが、昨年からいろんなところの調査ができるようになって、京都府が動きやすくなったというか、動いてもらっております。

京都府に要望して任しているというわけではなしに、当然町のほうもいろんな調査の一番最初から京都府と一体になりまして、中のいろんな場合、場合によりまして、段階ごとに町のほうも一緒に行きまして、そういう事業を前向きにいけるように努力しております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） ぜひこの歩道の設置、よろしく願いたいと思います。

次に、切山の土砂崩れ対策事業について質問をいたします。

先ほども少しほかの議員の方からも質問があったと思いますが、まず、お聞きしますが、切山が土砂崩れを起こした場合、どのぐらいの範囲に影響を及ぼすことになるのか、またどのような被害が出るのか、その災害の想定を教えてください。答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） まず、切山地域の土砂崩壊指定地域が指定された時点の話でございますが、幅100メートル、高さが200メートルの地域が一番危険な場所だと言われております。この危険な場所には、もう集中井戸が掘られまして、その地すべりが一応とまっているかのように聞いております。しかし、その指定された時点での想定では、100メートル、200メートルの土砂が崩壊いたしますと、当然木津川をせきとめてしまう。それから、上流は、高山ダムまで影響を及ぼすだろう。そして、そのダムが自然のダムですので、決壊したときには、京田辺市までその被害が及ぶと想定された上で、切山の集中井戸12基が掘られている状況にあります。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今、集中井戸のこともお話が出ました。そこでお聞きをしますが、切山では、今お話にありましたように、府の事業として、水抜きのための井戸を設置して水を集めて外に放出する、そういう事業が進められてきました。この対策事業は、町が窓口となって進められてきたものですが、この事業のこれまでの経緯と、今ほどのような状況にあるのか、少し詳しくお聞かせください。答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 切山の先ほどからの質問ですが、正確には切山の地すべり対策事業と申しまして、地すべりの指定地域になっておりますので、地すべりが起こった場合に対する対策ということで、京都府では平成14年から始まりました。あと3年ぐらいで完成ということで、今続けてもらっております。

地下水を抜くための集水井、井戸ですけれども、それとその井戸の中から地下水を井戸に集めるためのボーリングが主な内容でございまして、集水井が16基計画されていまして、これ、ちょっと以前にも申し上げたかもしれませんが、現在13基完成していまして、あと残り3基となっております。

先ほども申しましたけれども、進捗率は約85%となっております。今後残りの3基の集水井と、それをするために、工事用道路、以前から用地買収を町でやっておりました町道を工事用道路として使うために町道を拡幅してもらえるとということで進んでおりますので、今後はそういう形で進んでいく予定となっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 地滑りの防止効果について以前から他の議員からも質問がありましたが、改めてお聞きをしたいと思っております。

この土砂防止対策事業により、どのような地滑りの防止効果があるのでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 余り防止効果というのは専門的なことまではなかなか、京都府のほうでやっていますのでわかりにくいところあるんですけども、6月議会で私、申し上げましたけれども、そのときは京都府の現在の状況を聞いて、ここでお伝えさせていただきました。その井戸を掘ることで、いろんな井戸を掘りながらも、ほかのところにボーリングをしたり、地下に歪み計ですか、そんなんを入れたり、地下水の測定をずっとやっておりまして、その中で、安全率というのがあります。ちょっと細かい数字は私、今出てきませんが、この今までの85%まで来た間に安全率がかなり向上しているというふうに京都府から聞いております。以上です。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 切山の地域の地すべりの原因は、まず、地下水にあるんだと。その原因を取り除くべく井戸を掘っているんだと。井戸を掘って、横にボーリングをしながら、地下水を抜いて、その地下水をまた別の系統で流していくという、まず、地下水が原因だから、原因を排除すべく地下水を抜いている井戸なんだというふうに理解をいただきたいと思えます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） さきの台風18号の影響についてお聞きします。

切山には、台風18号の影響はなかったのでしょうか、状況をお聞かせください。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 台風18号の切山への影響ということで、今地すべりの関係だけの話でしたら、先ほどちょっと申しましたけれども、ずっと測定をしておられますので、その状況どうか、大きく変わったようなこともあるかということもその後で京都府のほうに確認をしましたところ、顕著な動きとかそんなもんはないということを聞いています。

災害ということなんですが、切山地域では倒木、地すべり以外なんですけれども、倒木とか町道の一部表土の崩土とか、その程度があったぐらいです、町が管理する部分につきましては。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 私がこの質問をしていますのは、災害対策は住民の理解があって進むも

のだと思いますのでお聞きをしています。

この府の事業、地権者の方の理解が得られずに、事業がおくれた経緯があるとお聞きをしています。こうした災害対策の事業の意義や効果について住民の方に周知をして、理解をしていただくことが行政の取り組みとして必要ではないかと思います。

そこでお聞きをいたします。

この事業の取り組みを住民の方にこれまでどのように周知し、説明されてきましたでしょうか。また今後、こうした周知、理解を得ていくということに対してどのように取り組まれる御予定でしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 切山地域の土砂崩壊指定地域のこの事業については、京都府の事業であります。あくまでも、京都府が中心になって、地元の説明会を開き、個人との折衝に当たっております。じゃ、町は全く知らないのかと、そうではありません。町も同時に府の職員と協力をしながら、地元の説明に、そして地主との交渉に当たっております。

その交渉に当たっては、やはり個人の地権者の意見もございまして、少しおくれた場合もございまして、おおむね順調に工事は進んでいるように感じております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 先ほどから要配慮者の問題等々も出ていますけれども、防災の問題というのはやっぱり住民の理解を得ることが大事だと思います。今後、こうした事業についてもできる限り努力していただいて、周知もお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

要介護者の先ほども話が出ていますが、介護保険の給付廃止について質問したいと思います。

厚生労働省は、9月4日の社会保障審議会の介護保険部会で、介護保険で要支援と認定された高齢者の保険給付を廃止して、市町村に任される新しい地域支援事業に移行する方針を提案しました。

そこで、まず、お聞きしたいのは、先ほどは計画に反映したいというお話がありましたが、厚生労働省のこの方針に対して笠置町はどのような立場であるのでしょうか。推進なのか、反対なのかをお聞きしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 先ほどの地域支援事業への移行の今の社会保障審議会の審議内容に

については、まだ具体的に市町村にはおりていませんので、現時点では賛成、反対の意見は控えさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） この要支援の方の保険介護の給付が廃止となって、新しい地域支援事業へ移行した場合、笠置町においては何人の方に影響が出ますでしょうか。要支援者の認定者数と、介護給付を受けられている方の受給者数を教えてください。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問でございますが、予防給付、いわゆる要支援1、2の方でございます。認定を受けておられます人数は、8月の状況調査を持っておりますので、その数値で申しますと、31名認定を受けられていると。そのうち、要支援者でございますので、施設等々ございませし、居宅予防介護が中心になってきますので、そのサービス受給者数につきましては24名、31名中24名という数字がございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 先ほども少しお話が出ていますが、要支援者の保険給付の財源構成は公費、国と地方が50%、介護保険料が50%となっています。地域支援事業に移してもこの財源構成を変えないというのが厚労省の説明です。しかし、現在、地域支援事業の財源には、介護保険給付費額の見込み額の3から4%以内という上限があります。同省はこの上限の見直しを検討するとは言いますが、引き上げは明言していません。

保険給付のサービスを漏れなく地域支援事業に吸収するためには、11年度現在で約6,000億円が必要となります。財源の上限を8%程度までに引き上げなければ賄えません。上限をそれ以下に設定した場合、要支援者へのサービスは切り捨てられることとなります。また、要支援の認定を受ける高齢者は今後ふえることが予想され、そうなれば上限を8%程度に引き上げてもサービスの必要量がそれを上回り、切り捨てられることとなります。

要支援者の介護保険給付を外し、地域支援事業に移せば、こうした財源上の問題からサービスの切り下げが懸念されますが、当町としてはどのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 現時点での考えを述べさせていただきます。

先ほども田中議員さんのほうで御質問あったときにお答えさせていただいたように、来年度、26年度に次期第6期介護保険事業計画を策定する必要があるがございます。それに先立って

住民のアンケート、特に介護を利用される方の住民のアンケートを本年度実施する必要があるかもしれませんが。そのときはまた12月補正で説明させていただきたいと思いますが、そういう状況で、その計画に決論から言いますと、反映せざるを得ない。

先ほど言いましたように、切り捨てじゃなくて、給付と保険料のバランスを考えられているんです。今団塊の世代が介護保険の利用に去年から入ってきています。10年たてば後期のほうにも反映していきます、後期医療保険。そういう状況の中で、このままでいけば財源が足らんようになるので、じゃどうすんねんやというふうなことが社会保障審議会で予防給付を地域支援事業に移行して、絶対量を見直そうやないかと。切り捨てじゃなしに、保険料と供給のバランスを考えられていると。その中で、次期計画において、笠置町はやるべき事業を考え直して、すべきことはする。もう一度事業の見直しをして、この事業は外すとか、そういうことが必要になってこようかと思います。現時点ではその程度になります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 私がお聞きしているのは、地域支援事業にすることによって、財源上の上限がありますので、そのままこれが引き上げられないとなると、サービスを下げるか、もしくは同じサービスを維持するためには、保険料を上げるかということで、今現在よりも要支援者の方のサービスが保険料の負担増という形か、もしくはサービスの切り下げか、もしくは両方かで、今より悪くなるのではないかと、そのことをお聞きしているんですけれども、もう一度見解をお聞きしてよろしいでしょうか、お願いします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） まだ結果が出ておりません。確かに今の現時点での地域支援事業は、給付額全体の3%という上限、個々に言えば、任意事業なり、次の地域支援包括事業の2%ずつの枠があって、その積み上げが絶対の3%と、計画給付費です、対象は。計画給付費に対してそういう上限がありますが、これに対して見直しされるのかどうかも今現時点ではわかっておりませんので、そういう時点でのなかなか試算というのは、答弁というのは難しい状態ですので、見解というのはちょっと今の時点では無理ということでお答えさせていただきます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） もう一つ、サービス水準の切り下げの懸念の問題を質問したいと思いますが、地域支援事業では、市町村の判断でサービス水準の切り下げが可能となってきます。

保険給付には全国一律の運営、人員基準がありますが、地域支援事業にはありません。例えば研修を受けたホームヘルパーによる生活援助、ボランティアによる支援や民間企業による宅配弁当に置きかえることも可能になります。

また、サービスの種類や内容も市町村任せになってきます。現在は、12種類の保険給付が法律で定められ、その中にサービスの内容も書かれています。地域支援事業では、市町村の判断でサービスの種類を減らすことも可能になります。

さらに、利用料についても市町村任せになります。現在の利用料は介護費用の1割で残り9割が介護保険財政から出ます。地域支援事業では、市町村が利用料を決めることとなります。地域支援事業では、運営、人員基準やサービス、種類、内容、利用料について市町村任せになり、こうしたサービス水準の切り下げが懸念されますが、当町はどのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 説明力がなくて申しわけないんですけども、先ほどから述べていますとおり、サービスを拡充すれば保険料が上がってくる。各自治体で保険料が違うのが介護保険料です。

ほんで、住民がよりサービスを望むものについて拡充して、保険料が上がってくるのは、これは皆さん合意の中でというふうな住民の何というんですか、コンセンサスというんですか、そういう考えが醸成されるようにならんと、なかなか保険料の値上げというのは難しいように思います。

そういう議論をこれからまた出てこようかと思えますんで、要はいろんなサービスを拡充しようと思えば、反対に保険料が上がってくると。こんな辺をやはりいろいろ検討して、住民の納得を得た中で実施していきたい。その中でやはりしなければならない事業というのを吟味していく必要があるというふうにご考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 先ほども言っていますけれども、今まで以上に上限枠が確かにはっきりは示されていませんので、今後どうなるかによって変わっていくとは思いますが、今の現段階では、上限が決められるということで、財源上の問題からこれまでよりやっぱり要支援の方のサービスが削られるか、もしくは保険料が上がるということで、これまでより悪くなる懸念があるのではないかなと感じているんですけども、この笠置町では、高齢者の方も大変多くて、そうしたサービス、今後また認定受ける方もふえていくと予想される中

で、当町としては、そうした状況、懸念に対してできる限り、例えば国に対してもサービス切り下げは起きないように要望を出してやるとか、今より悪くならない形を求めるそういう見解、お考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 今後の国や府の動向を見きわめて対応させていただきたいと思えます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 先ほども言いましたけれども、要支援の方、特に高齢者がふえていく中で、サービス水準の切り下げは大分懸念される中で、国の事業ですけれども、国の制度で決まることですけれども、町としてやっぱりそういうこれまでより悪くなるということに関しては、独自に要望、意見を述べると、そういう立場をしっかりと持っていかなければ、国の言うまま、なすがままになってしまうのではないかと懸念されます。

ぜひそうしたサービス水準切り下げの懸念、ぜひ町の仕事の本旨というのは住民サービスの向上ということで、そうした立場、ちょっとお考えを持っていただいて、また今度の計画にも考慮をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

町長の給与のカットの問題について質問をいたします。

かつては、町長の給与と期末手当を1割減額する内容の条例の改正を提出され、1年ずつ延長されてきましたが、それも平成24年3月31日までで終了されています。

なぜ、平成24年度、また平成25年度については、1割削減を延長されなかったのでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私の給料について御質問でございます。今まで1割カットしてきたのに、なぜ新しくなってからカットしないのかという御質問だと思います。

私は、最初は、報酬審議会の中で町長の給与を1割カットしてもよろしいですかということの審議がなされました。私は結構でございますという形で答えてまいりました。しかし、2期目当選させていただいてから、私は給与は条例のまま、そのままになっております。給与をカットすることが適当なものなのかどうか、よくよく考えてきました。その中で、私は、以前の議員からもその話をいただきましたが、私は仕事でその分をお返しするんだということでお返しをしたことがございます。

先般の議会の中で、大倉議員から3割カットしなさいという話をいただきました。今、向出議員から1割ということをおっしゃっておられます。私は検討させていただきたいということで、お答えをしたつもりでおりますが、検討はさせていただきたいと思います。その中で、私が町長として至らない町長ではありますが、精いっぱい頑張ってきたつもりでおります。そうした中で1割あるいは3割をカットしなければならない理由等も御説明いただいたらありがたいと思います。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） その中身についてお伺いしたいと思いますが、町長の歳費は期末手当を含めると、年額または月額で幾らになるのでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 松本勇君。

町長（松本 勇君） 特別職の職員で、常勤の者の給与及び旅費に関する条例第3条をごらんいただきたいと思います。現在のところ、月給、月額が67万となっております。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 期末手当も含めるともっと高くなるのではないかなと思うんですけども、先ほどカットする理由を教えてくださいという話もありましたが、当町からは、この間財源が厳しいと老人手当などの町単独事業の見直しが提案されています。常任委員会では、こうした町単独事業をなくしてしまうのではなく、薄く広く削減していくことで確認されています。住民の福祉サービスの削減を提案する一方、町長の給料は十分なものと思いますが、その一部を削減しないとなれば、行政の長の姿勢としていかながなものかと思いますが、どうお考えでしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 現在、町独自でやっております単独事業等いろいろございます。その中で私は町長就任当時、老人手当をカットさせていただきましたが、老人手当のカットについては、年配者から非常にブーイングがございました。また元に戻したことがございます。

町独自の事業をこれからできれば見直していきたいということを皆さんにも申し立てているとおりであります。そうした暁には、私もみずから進んで給与をカットしてまいりたいと思います。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） カットについては検討していただくというお答えですが、その給与の削減は時限的なもののでしょうか、それとも恒久的な削減にされるおつもりでしょうか、いかが

でしょうか、答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 条例の改正をするつもりはございません。あくまでも、私個人の問題です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今財政も厳しいという中で、いろいろ町民の方の生活も苦しい、そういった中で、町長の給与は一般の民間の企業等々と比べても少し高い水準にあるのではないかと思います。その一部をカットするというのを提案しているので、ぜひ一度恒久的な方法も検討いただきたいと思います。

それから、検討していただくということでしたが、給与削減を検討するとすれば、どのような形で検討して、いつごろまでに結論を出していただいて、その結果を議員各位にどのようにお知らせしていただけるでしょうか。期限を切った形で検討を進めなければ、いつまでも先延ばしになってしまいます。検討の期限、その結果の議員への通知について答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私が検討させていただきたいと、いつまで検討するんかという質問だと思います。検討するのにいついつかまでに検討しますという返答、できるでしょうか。私は申しわけないんですが、そんな返事はいたしかねます。

町長の給料ですが、確かに財源の厳しい中ではあります。京都府下の市町村長の給料をごらんになったかと思います。笠置町はその中であって最低の基準にあります。町長の給料というのは、首長の給料というのは、笠置町だけ、笠置町単独で条例で定めているものですので、それはそれとはいいとしましても、ほかの市町村に波及していくものであるということは、私、身にしみて感じました。例えば笠置町で私の給料を1割カットしますと明言いたしますと、必ず次の議会の場で和束町なり南山城村の議会でそのことが必ず出てまいります。ほかの市町村長にも影響が出るということは、もう必定であります。そのことがいいのか悪いかは別といたしましても、私はやはり各首長、それぞれの場でやはり意見交換なり、協調体制をとりながら今まで仲良くやってきたものであります。そういった中でありますので、私の給与をカットするならば、やはりどういう理由で私は1割カットしますからということを上申してからカットすべきであろうと思っております。

職員の給与カットなされました。そのときにも町長の給与を同時にカットされた町長もご

ございます。それは、職員給与のカット7%ですか、その7%をカットされた町長もござい
ます。そのときにはそれぞれの首長の中で、私どもは7%カットしますよということを申され
てカットされております。

そういった協調体制の中で首長というのが現在のところ、うまく仲良く、各近隣の市町村
ともうまくいっているわけであります。そういったことも考えるならば、私はこの場でいつ
いつかから何%、向出議員おっしゃるように10%カットしますよという回答はいたしかね
ます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 今検討については期限を示すことはできないということでしたが、確か
に今計画もない中で、すぐに期限を示すのは難しいとは思いますが、そこでぜひいつごろま
でに検討するか、一旦ちょっと検討していただいて、計画も立てていただいて、いつごろま
でに結論出したいということだけは、ちょっと御検討いただきたいと思っております。そし
てまたそれを教えていただきたいと思っております。

町民の方からは、やはり生活が厳しいという声もたくさんいただいている。そして、住民
サービスの薄く広くの削減も進んでいる中で、やはり町長だけ給与をカットしないというの
はやっぱりちょっと理解得られない、住民感情的にも町長としての姿勢としてもちょっと好
ましくないのではないかと思います。

検討はしていただくということでしたので、ぜひ一度考えていただいてよろしくお願
いしたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（西岡良祐君） これより10分間休憩いたします。

休 憩 午後2時42分

再 開 午後2時51分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

3番議員、大倉博君の発言を許します。

3番（大倉 博君） きょうは、できたらいこいの館の総括の問題と163号のできたらやり
たいんですけども、笠置町内の安全施設について、この2点をやりたいと思っております。

まず、いこいの館の今までの民営化になってからの総括なんですけれども、私が以前に、
ちょうど5年前になりますけれども、町議に選挙に出るときに、こういった笠置町にとっ
てはどういったことがいいのかというプログラムとか、笠置を元気にするプログラム、これ
はどこにも配ってません。ことし、町長室で私と1対1でこれを渡して、町長だけにお渡し
して

おります。その中で、先ほど出ていました問題の団塊世代の医療介護とかそんな問題とかいろいろ書いていますけれども、いろんな問題点書いております。その中で、私もこのいこいの館、この5年前ですよ、いこいの館は食堂の民営化あるいはいこいの館の民営化ということも書いております、5年前に、ちょうど。だから町長のやり方については、いいんですがやり方が問題なんです。今までやってきたことのやり方の問題。私もこれは何でこういうことを書いたということ、前の職場でもうこのことを言うのはやめておきます。実際にやってきた、成功した例があるから、このことは自慢たらしくなるのでやめておきます。そういう形でこういったプログラムを5年前につくりました。

さて、完全民営化までの歩みについて、ここにも答弁でも、議事録を見たら3年前には、この前も言いましたけれども、食堂が民営化すれば黒字になると、その後も赤字続きになりますけれどもということで、この前の参考に議事録、町長の答弁を読みますと、今までからも黒字という形で精算をされて——これはあれです、風呂だけですよ——精算されてきております。そういったことで我々としましては、やはり自信を持った中で今回の提案をさせていただいたということです。これが3年前の議事録です。そのとおりでしょ。一向に黒字にはなりません。このまず赤字続きの原因は何ですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 大倉議員の質問でございますが、食堂部門を民営化することによって黒字になると申し上げたのは事実でございます。

そして、その議論を議会でも何度となくやらせていただきました。そうした中で、議員の皆さん方の同意を得ながら食堂の民営化をやってきたわけであります。

議員さんにも、その時点の議員さんにも何でこのようになったんだという説明を幾度となく繰り返しながら食堂部門の民営化をやりました。

今、ここで何年か前の食の民営化の議論を私はするつもりはございませんが、その当時、私は議会で説明を申し上げたのは、同施設が何カ所も近隣にふえてきたということで、お客様が分散をしたんだということをお答えをさせていただきました。そして、全国的な景気の悪化、それからリーマンショック、ドバイショックなど続けて景気が泥沼化したといったところにあったように私は思います。

それと、飲酒運転の取り締まりの強化、これは当たり前のことだとおっしゃられればそうかとも思いますが、やはりそういったことが一つのアルコールの販売低下があったのも事実であります。

それから、一番議会で問題とされましたのは、接客態度が悪いということが問題にされました。そこで、いろいろ従業員の教育等も行ってまいったわけでございますが、大体主な問題として以上のようなものが挙げられたわけでありまして。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今、飲酒運転とおっしゃいましたけれども、当たり前なこと、事業所主が提供したら、事業者もやられるんですよ。今までそれじゃあそういうこともやってこられたんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） アルコールを販売して当たり前だ、そして飲酒運転で引っかかれば当然販売した業者もいかれるんだ、これは当たり前なことだと思うんですが、以前の習慣としてそういったことがありました。当時の反省点として、問題点としてそういったことが挙げられたということを報告を申し上げたわけでありまして。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 前のときにも言いましたけれども、要するに飲酒運転したらノンストップのステッカーというのが、どこの飲食業でも張っていますけれども、いまだにまだ張っていないと思いますが、これは以前に指摘したはずですよ。もうこの回答は結構です。

その後3年間やってきて、このような責任は、わかさぎの社長としてどのように感じておられますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） やはり黒字に転換をするんだという強い決意のもとに食の部門をかしばに任せました。ところが現在に至ってもその解消にはつながりませんでした。非常に責任は感じております。その責任を感じながら、やはり今回の全部を民間にお任せしながらということに至ったわけでありまして。やはり、当時、ともに御協議をいただいた議員さん方には本当に申しわけなかった思いでありますが、議員さん方も何とかいこいの館を利用しようということで、風呂の回数券を買っていただいたり、その利用については御協力をいただいたところであります。やはり、今回まで黒字に至らなかった責任は重々感じているところでございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

7月から完全民営化になったんですけれども、わかさぎから社長としてかしばへの引き継

ぎ、いろんな引き継ぎがあると思うんですけども、特に法律上というかそういった問題の引き継ぎ、例えば公衆衛生浴場法が今回かしばさんが初めてやられる、今までは食品衛生法とかなれば、当然3年前に引き継ぎとかそんながあったと思うんですけども、そういった法的な引き継ぎはどんなことがあって、どんなことをされましたか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） いこいの館、いわゆる有限会社わかさぎと株式会社かしばとの契約の引き継ぎ、それは契約については、我々町が立ち合いをいたしましたし、調印もいたしました。事務的な引き継ぎにつきましては、かしばの料理長あるいは我々の有限会社わかさぎの支配人、西久保支配人とで事務的な引き継ぎは全て終了いたしております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

全て終了ということなんですけれども、それじゃあ商法の関係でちょっとお聞きしたいんですけれども。以前にもお聞きしましたが、定款というのがありますね。わかさぎにも、何度も言っていますように、定款というのがあります。その定款によって法務省に登記しなければなりません。当然に町長も御存じだと思います。ちょうど私、3月末に一遍この履歴事項全部証明というの、これがそうなんです、定款から基づいて、その目的も書いています。そして、この8月末にもまた同じようにしてとりました。何ら変わってありません。これは何でかといいますと、ここのわかさぎの、ちょっと見えにくいんですけども、履歴事項全部証明、目的欄、これがかしばさんですね。昼食及び昼食管理業務、2、仕出し、弁当小売業、3、前各号附帯または関連する事業とあるんですね。この附帯関連事業というのは、私、飲食業やから飲み物とか前にやっていたときにもそれはそれでいけるなと思ったんですけども、今度、このわかさぎの2のところ公衆浴場、特殊浴場の経営とあります。こういったことがここに商法に、かしばには本体がここに入らないかないんですよ。これは明らかに商法違反なんです。この点については、もうそれはかしばさんの問題ですけども。私もこの友達にこういった商法を初めて今回読んだんですけども、これも専門家に聞いた話ですから間違いはないと思うんです。商法のところで登記というのが当然にあります。だからこれは明らかに、前から町長はかしばを信頼してほしいとよくおっしゃいますけれども、商法違反でね、これほんまに営業ができるかどうか私も心配しとんですけれども。法の423条には、法令定款違反過失責任に問われます。

それから登記の欄では、911条にはやはり目的とか商号、これを載せなければならない

と書いています。そして、今言いましたように、これは変われば7月からですから、2週間以内にやりなさいとなっております。だから私がこれ3月時点と今回8月末に取り寄せました。法務局に言って取り寄せたら、いまだにこれ変わっておりません。この点いかがですかね。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） あくまでもかしばサイドの話だと思います。商法違反とするならば、やはりそれは法律違反ですので、大倉議員のおっしゃるようにぐあいが悪いだろうとは思いますが、しかし、かしばさんにも弁護士、税理士等々ついておられると伺っておりますし、その浴場経営については、専門の業者にお任せしているということも聞いております。そういったその専門の業者の中で十分に精査されて、浴場経営を経営されているものだと私は考えております。私はあくまでも株式会社かしばサイドの話ですので、それ以上の知識もございませんし、それ以上のことを言うつもりもございません。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番 大倉です。

何か聞いていましたら人ごとのように、かしばがそういった業者に任せていると。しかし、商法では、ここに書いているように目的のところをこれを載せなアカンのですよ、2週間以内に。私もこれも専門家に聞いてきました。今後どうされるかといったら、今後それじゃあかしばさんにここを変えると、登記。本来ならこの株式会社というのは、こういう目的を変える場合には、必ず6月のいつも株主総会がありますけれども、ああいったときに目的を変えますね。変わったときには登記するんですよ、変わったところを、目的を。だから私が先ほど何回も言いますように、これは3月末にとってこの8月末にこれとりました。全然変わっていません。今後これ、かしばさんに営業できるかどうか。今言いましたようにこの罰則条項もあるんですよ。これは確認してください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） かしばのほうに早速確認をとってみたいと思います。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） いやいや、わかさぎとしてね、社長として、本来ならこんなことは当たり前の話なんですよ、商売する上で。私はそれが一番残念です。本当に。これは、もし裁判、訴訟を起こされたらどうなるかわかりませんが、私にはそんな専門的なこと。これは明らかに商法違反になると思います。そういうことを言うておきます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私どもも株式会社かしばを信用しながら契約を結び、全部門をかしばに業務を委託いたしました。その中で、かしばさんがどのような法的な措置をとっておられるのか、それは我々にはかり知ることができませんが、かしばサイドにしましたら、十分にその辺は考慮した上で、クリアした上で全業務を受託されたものだと私は確信をいたしております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） これはね、町長、何度も言いますように、契約をする時点でいろんな法律上の問題とか疑問点を洗い出して契約するもんなんですよ。これも一つのあれですよ。早急にどうなるか、もし弁護士と相談してください。これは明らかに違反ですよ。

それとついでに、この履歴事項証明出ましたのも、定款でいまだに副町長がそのままに、この8月末になってもなっております。これは、社長が今、町長だけですけれども、今後この定款というか履歴事項証明とかどうされるんですか、わかさぎの。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） その問題もいこいの館運営委員会の場で何度も説明しているとおりであります。あくまでも山口哲志役員はそのままであります。やはり本人の確認の上で私はそのままにいたしております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それじゃあ何度も、前も聞きましたけれども、このテレビのときは余り言いませんでしたので、それなら山口元副町長の報酬は当然にもらっていない、渡していないということでしたね。それでいいんですね。それでいいんですか、答弁してください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 現在のところは無報酬であります。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） それじゃこれも何度も聞いていますが、いつまでこれを放置、このままにしておくんですか。何かええ手だてとかそういうようなことを考えておられるんですか。ずっとこのままでいかれるんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） この問題につきましてもいこいの館運営委員会の場でるる御説明を申し上げたとおりであります。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それは、我々委員会では聞いていますけれども、今、町民の方に説明してください。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） この場で説明するのも私はやぶさかではございませんが、議員みずからも説明責任を果たされるのも議員の責務であろうと私は思います。ただ、私は山口取締役につきましては、私が交代と同時に山口哲志氏も交代するんだと、また、副町長ができた暁には交代をさせていただければとそんなふうに思っております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） もうこの問題も委員会で、今、答弁してもらったとおりなんですけれども。それでは、平成9年でしたかね、この館ができてから。老朽化が進む中、いこいの館の今後5年後、10年後等の先を見越したあり方というのはどういうふうに思っておられるのか、経営者として。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 5年後、10年後のいこいの館のあり方はどう考えているのかという御質問であります。

先般の補正予算のときにも3年後のいこいの館がどのようになっているのかという質問を議員からいただいたと思います。私は、5年後、10年後、はっきり申し上げて全くわからない状況にあるかと思えます。ただ、3年間、株式会社かしばにその業務を全て委託するわけであります。そして、その契約が切れた時点でいこいの館はいかにあるべきかという、こういった議論をまず私はそこから始めるべきではないだろうかと思っております。5年後、10年後、学研都市が人口がますます膨らみ、その利用者がふえるかもわかりません。しかし、5年後、10年後になって老朽化が進むごとにお客さんが減っていく可能性も十分考えられると思えます。しかし、やはり私は5年後、10年後という長いスパンじゃなしに、もっと短いスパンでいこいの館はこれから考えていったほうがより現実的な問題として取り上げることができるのではないかなと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

この商法なんかなかなかおもしろいんで、読んでいたら。取締役のあり方というのが10項目ほど書いてある。その中で2点ほど。やはり日時、週時、月極め、半期、半年それ

から5年の活動計画を持つとあるんですよ。やはりある程度それぐらいの計画性を持って、今年度はどうするとか、そういう計画性がなければ、いつまでたっても赤字というかおかしな状況になるんですよ。取締役社長というのはここに厳しく書いています。決算書を理解すると書いています。取締役といえども決算書を理解できなくては経営管理はできないと書いております。この本ですよ。

それでその中で聞きます。前、私が聞きました、年間それでは売り上げ3%は450万と答弁もらいましたけれども、私も当初は450万と言っていましたけれども、私の計算違いでそれは大体250万円ぐらいじゃないかと、年間ね、言っております。その450万の根拠をちょっと試算、示していただけますか。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 試算につきまして御答弁させていただきます。

24年度の実績から約450万ということをお報告させていただきました。それにつきましては、いこいの館の売り上げ、またかしばの食部の売り上げを足した金額に3%を掛けた数字でございます。そういった形で試算をいたしました。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） その試算は甘いですよ。私がこの試算、午前中にちょっと杉岡議員がおっしゃっていましたけれども、7月、8月のこの実績ですね、24万287円、8月は34万2,104円。これを過去から類推したら、私の計算では258万。それはなぜかといいますと、ここ過去4年間のことしの3月にもらった資料、ちょっと見えにくいんですけども、一番のこの過去21年度、22年度、23年度、24年度、一番ピークが21年の8月、1万1,354人、入館者が。それと低いのが大体12月と6月が低いですね。6,000人台です。そういったことで売り上げの計算をしたら、私は258万、やっぱりこれぐらいが妥当。それからもっと伸びればいいんですけども。この8月が大体一番ピークで。だから34万ということは、単純計算したならば、1,150万円ぐらいですね、売り上げが。その3%が34万。これがピークですよ、このずっと過去4年間の、ずっと見ていまして。それと、年々これ入館者が落ちてきてるんです。21年度は10万8,000円、22年度は9万9,000円、マイナス9,000円、それから23年度は9万5,000円、マイナス4,000円、そして24年度、これは9万2,227、これも3,000円近く落ちているんですよ。こういったことを考えた場合に、杉岡議員が午前中50万とかおっしゃったけれども、到底そんなね。この34万が一番ピークで、恐らくこ

れ以上上がることはないと思う。

450万に計算し直すとこういう形になるんですよ。大体毎月1,250万あれば、掛けたら3%だから37万5,000円になる。この37万5,000円を12月するとちょうど450万になります。到底この毎月この1,250万の売り上げがあると考えられないんですよ。だから私はその450万の試算はおかしいと。先ほどから言っていますように、8月のピークが1万1,000ですよ、この21年度ね。24年度なんかやったら9,600ですかね、ことしはもっと落ちているんですよ、数字は言いませんけれども。ことしはもっと落ちているんですよ、この数字が。年々、入館者の。だから私は大体このような250万から何ぼいっても300万ぐらいちゃうかなと。前から言っていますように、そうするとアルバイトの賃金とかそんなことを差し引いたら100万ちょっとしか残りませんわ。だから計算甘いですよ。

それと、これはかしばさんの信頼原則ですから、当然に売り上げというのは信頼の原則でうそはつかんと、売り上げて3%になっていると思うんですけども。これは前から言っていますように指定管理者制度になれば、そのかしばさんも情報公開対象になるわけですね。だから売り上げ何ぼというのは請求できるわけですね。それが第三セクターだからできないんですよこれ。本当にあとは信頼の原則でいくしか仕方ないんです、この売り上げは。そういうことです。

それと、これもまた町長、7月26日の委員会で私は食堂の民営化のときには5年契約であったが、今回完全民営化の契約は3年契約になったと質問したときに、不安定要素があるからと答弁されました。この不安定要素というのはどういったことですか。答弁願います。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 民営化3年のときに不安定要素と申しますと、どういう質問で不安定要素があると答弁しましたか。そこのところ、いまいち私は理解できません。理解できませんが、先ほど議員御指摘の指定管理にすれば、売り上げそのものがこちらから請求できるとおっしゃいました。指定管理にするか第三セクターにするかは、非常に御議論をいただいたところではありますが、指定管理の場合、やはり管理料というのが当然必要になってまいるわけです。指定管理にする場合の条件も議会でいろいろ私は説明をさせていただいたつもりであります。

ただ、今おっしゃる7月26日の民営化の3年の話の中で、不安定要素はどういうものがあるかということの質問ですが、ちょっと私は理解できかねますので、もう一度御質問いた

だけですでしょうか。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉君。

3番（大倉 博君） 私は、必ずこういう大学ノートに質問と答弁はメモするんですよ。これは議事録も見てもらったらわかる。5年から3年やったときには、町長は答弁されたときには不安定要素があるとおっしゃったんですよ。だからその中身を聞いておるんですよ。何でこの3年にしたんか、5年にしなかったんか。不安定要素があるから3年にしたと、そういうことですよ。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） なぜ5年にしなかったのか。なぜ3年にしたのか。その中で不安定要素があるから3年に決めたと。何で3年かということだと思います。

やはり、今の日本の経済は、1年1年、刻々と変わってまいります。そうした経済的な要素が一番大きいと言わざるを得ないと私は思います。そうした中で、短いスパンで契約を交わしておきますと、やはりお互いにその利益を生んでいく過程の中で、いろいろな条件と言うんですか、いろんなことが考えていけるのではないか。いわゆるこれは商売上のことにつながってくるかとも思いますが、私はできるだけ短いスパンで、そしてお互いに利益のつながるような方向に進んでいくほうがいいのではないか、それにはまず短いスパンのほうが私はやりやすいだろうという考えを持っております。3年間という短い期間、恐らくすぐに過ぎ去ってしまうだろうと思います。その中でお互いに見直しをかけながら、お互いの成長を促すことができれば私はいいのではないかなとそういう思いでございました。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それは受ける側も当然にそんなこと、当然に電気代が4月から2割上がり、水道代も去年の10月から1.3倍になり、それは円安による食材の高騰もあるでしょう。それからガス代とか石油代とかいろんなもと。消費税も来年からいよいよ上がるような雰囲気ですね。だからそういった不安定要素というのは確かにあるんですよ。そういったことを踏まえて契約されているはずなのに、それやったら3年たったら逃げるという何か考え方が捉えられないですよ。だからなぜそういう契約をされたんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 5年を3年にすれば、3年を5年にすれば、大倉議員、いろいろ理屈はつけられると思います。私は、3年で逃げるんだという、そういったものの解釈だけはお互いに信頼関係を結んだ中で契約を結んでおります。そういった考えだけは私は持ってほしく

ないなという思いであります。やはり、私たち笠置町のいこいの館は、重要な資産の一つであります。その資産を株式会社かしばにその業務を全て委託し、お貸しするわけですので、私は全て、全面的に信頼関係の中からお互いの契約の条項の中にもいろいろたわれておるとおりであります。ただ、逃げるんだという、お互いに逃げるんだというそういう方向は、やっぱりお互いに言葉を慎むべきではないかなと私は考えます。

しかし、やはりその3年間の中で、お互いにどうすれば成長するだろうという、そういった議論が当然交わされるべきであると思っておりますので、3年という期間、その期間についても私は議員の皆さん方にいこいの館の運営委員会の中で十分にお諮りをしたつもりであります。今さら大倉議員から3年はおかしいのではないかとと言われる筋合いはございません。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） この不安定要素の中には、例えば9月7日の日経新聞なんですけれども、温泉施設はなぜ減る、これが新規の掘削許可が段々右肩下がりになっているんですね。それから公衆浴場もこの2006、7年ぐらいにはピークだったけれども、これもやっぱり右肩下がりになってきておると。ここにも書いていますけれども、これは何でかという、温泉施設だけやなしに、やっぱりグルメ志向に変わってきていると。――

――。やっぱり全国的にグルメ志向、この新聞ですよ、新聞に書いているのは。やっぱりそれも一つの要因違うかなと思っています。だからグルメイコール温泉。今までは温泉イコールグルメやったけれども、やっぱり温泉からグルメに変わってきているという方向じゃないかと思う。これはたまたま日経新聞がそういうふうに書いておりますんで。

（「議長、ちょっと今話飛ぶじゃないけれども、――って
そんな言い方されたら皆さん誤解されるんで」と言う者あり）

3番（大倉 博君） ちょっと待ってください、ちょっと待ってください。それはそういう一つのグルメと言っているだけで、――とか言っていないよ。グルメがね、方向に行っているんですよ、この世の中の動きというのがね。グルメに方向が行っているという話が新聞に載っているということ言っているだけで、それはどうこう言っていないよ。グルメですよ。そういうことを言っているだけです。はい。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私は、大倉議員のその発言一つ一つがおかしいんじゃないか。今おっし

やったのは温泉施設は右肩下がりであると。右肩下がりの温泉施設を株式会社かしばが引き受けました。引き受けてくださったんです。なおかつ売り上げの3%を手数料として出します。我々とすれば、いこいの館を運営することに年間どれぐらいの赤字が出ていましたか。その赤字は全く解消された上で3%の利益をいただくんだという、私は本当にありがたい話であったと思っています。温泉の施設が右肩下がりである、右肩下がりであるいこいの館をかしばが借りていただいた。それはやっぱり皆さんでかしばを応援するという、そういった姿勢が私は必要ではないか。

もう一つ、これは問題発言ですよ、あなた。—————とこうおっしゃった。これ、きっちり上がってきますよ。—————。本議会の場で、—————と—————と言うのは、あなたそれはちょっと言い過ぎでしょうが。待ってください、私が発言しているんですから。やっぱり私は言っていますように、お互いに信頼関係の中でこういった関係をより綿密に持ちながら、お互いに成長していきましょうよということをこの前も申し上げたと思う。その中で、舌の根も乾かないうちにあなた、—————から客が減ってきたとおっしゃった、今。それは撤回すべきですよ、あなた。

議長（西岡良祐君） 大倉さん、ちょっと勝手に発言しないで。ちょっとちょっと大倉君、その発言に対してちょっと注意してください。やはりそういう言い方はやっぱりよくないですよ。

それは撤回してください。

3番（大倉 博君） 撤回します。

次に、保証金の問題。前に町長にも言いましたように350万の話を行いましたね。これは350万というのは、定期預金で積み立てて横に置いておくべきだと、契約書の中にも当然に。かしばさんが要するに違法な行為があれば、わかさが使用できるという基本的にそういうことですね、契約書は。今回の2,000万円は特別に積み立てていただきましたか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 前回の議会でも大倉議員から2,000万円の積み立てについての貯金通帳を提示せえということでございますので、提示はさせていただく予定にいたしております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） いつ提示していただけるんですか。町長、もう時間があれなんで。実は。

議長（西岡良祐君） ちょっと待つてや。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 先日、補正予算の決裁をいたしましたので、町から有限会社わかさぎに入金次第、預金通帳を提示をさせていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 基金から、ほな田中課長、2, 580万円はいつわかさぎに払われたんですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 私のほうにはもう決裁が回ってきましたので、現在会計にありますので近々にわかさぎのほうに振り込む予定となっております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

町長、この前先に課長に通帳を写して出してくれと言いましたら、ちょうど出してくれました7月分、ちょうどこれ。確かにおかしいですけども7月31日に1, 650万円が振り込まれております、確かに。これは350万円とまさしく同じく、この7月31日、次のページあるからわかりませんが、1, 600万入った途端に、次のページあるからわかりませんが、7月31日付で同日付でもう600万しか残っていないんですよ。こんな使い方って本当はあるんですか。おかしいのぢやいますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） その用途については、いわゆるお金の運営をやっていかなければ、7月のかしばへの移行に間に合わないという状況の中でそのよう……、それは7月末でしたね。支払いをとにかく業者支払いをしていかなければどうにもならないという状況の中で、その1, 650万のうちから支払いをさせていただいたという経緯がございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） だから、これはもう違法なんですよ、こういう使い方は。この前2, 000万きっちりやるとおっしゃったから信頼していたのに、こういう使い方、とりあえず短期間でもこういうことをされておるんですよ。どうなんですか。

そして、ちょっとこれお聞きしますけれども、この中に7月25日に給与108万円支払われとんですけれども、これは6月分の給与ですか、それともいつの給与ですか。いつの給与ですか。7月25日に108万4, 706円、給与として支払われています。何月分のですかこれは。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。

この108万四千何がしの給料につきましては、いこいのほうは毎月15日締めということで、6月15日につきましてはもうこれ以前に支払われているんですけども、6月15日から6月30日の間の給料となっております。以上です。

3番（大倉 博君） 6月15から6月30ということですね。

（「はい」と言う者あり）

3番（大倉 博君） そうすると、この最終的に議会運営委員会でもらった資料の中には、7月分の給料では130万2,131円とあるんですよ。これは7月分ですか。これ7月以降の支払い予定と書いてあるんですけども130万、これとイコールだったらちょうど30万ほど合っこないんですけども。イコールじゃなしにこのほんなら2,500万の中から給料130万出してくれというのは、これは6月ですか、7月分ですか。7月分だったらおかしなるんですね。もう7月分だったらいこいの館、アルバイトしか従業員おられないから、これは6月分ですか。この130万から。だから2,580万からこの資料が本当にもし6月分でしたら本当にこの資料が正しいかどうか、一番最終的にもらった資料が9月4日の議運のときにもらったんですが、その中には130万と書いてあるんですよ。その数字がこれと同じ6月の支払いか、ちょっとその辺のところ。

議長（西岡良祐君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 通帳の記載につきましては、6月15日から6月30日までの分でございます。

そして、せんだって提出させていただいた7月給料という形で130万2,000円ほど上げさせていただいています。その差額につきましては、約22万ほどですか差額があるんですけども、7月1日から7月15日までの間に残務整理という形で2名の職員さんにお問い合わせをいたしておりました。その分が22万ほどふえているという形になっております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） そのほか聞きたいこと、もう余り時間がないのであれですけども、一挙にこの何と言いますか、7月31日同日に844万ほど引き出されているんですけども、これも何らかの形でこの中のところから払われておると思うんですけども。本当にこの自転車操業もええところなんですよ。

例えば7月16日のときでは7,000円しか残っていないのに、町から66万払って

67万、とにかく1,650万の前日には1万9,506円しか残っていないんですよ。本当にこの何というか自転車操業もええところやなという。これがもっと8月とかいろいろ見させてもうたらもっといろんな資料が出てくると思うんですけども、もう時間が余りないのでほかの次に行きます。

いこいの館はそれじゃあ最後に、昨年12月の入札方法について、町長あれでよかったと思われているんですか。昨年12月の。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 入札は行っておりません。業者の選定については、議員の皆さん方にお諮りしたとおりであります。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 委員会でも常に石田議員が怒ってこれのことをおっしゃっていますけれども、その回答がまた町長が怒って、我々回答がその何を言っているかわからへん。正式にちょっとはっきりおっしゃってください。委員会でお互いにごたごた言っておられるので大きい声でしゃべっているのが我々わかりません、回答も。その回答をおっしゃっていただけますか。

（「何の回答ですか」と言う者あり）

3番（大倉 博君） この石田議員は、10%もらえるのに3%とおっしゃるから、それやったらこっちにしたらええんちゃうかという話なんですよ。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） その当時、A社、B社を比較しながら議員の皆さん方にいろいろ御検討いただきました。その中で、1社が10%を差上げますという、手数料を出しますということでした。しかしその10%の中には、水道光熱費が入っているんだということがわかりましたので、それはぐあいが悪いということを申し上げたわけでありまして。B社のほうが、どちらがA社かB社かわかりませんが、とにかくA社、B社を比較しながら皆さん方に御検討いただいた。そのもう一社が何年間据え置きをさせてほしいということが出ておりましたし、1社は10%が電気代等もらえないならば1%という交渉の中から3%という交渉を引き出してきたという説明も議会でさせていただいたつもりであります。

その中での話で、私も3%よりも10%のほうがよりいいということはよくわかっておりますが、ただ、水道光熱費がその中に含まれているんだったら何もならないということで申し上げたわけでありまして。

3番（大倉 博君） 本当に時間ないので。

この前のポストにほうり込んでこられた方も、A社の比較を選択に及ぼす影響が大であり、この方法は行政上の疑問が残る。再度最初から入札をすべきだとこの方はおっしゃっております。私も最後にこの総括をやる時には、京都とか大阪いろんな専門家の方に聞きました。最後にやはりおっしゃるのは、この12月の入札法はこれでいいのか。これは今からでも遅くないからやり直しなさいと専門の方はおっしゃいました。私が言っているのとちやいやすよ。専門の方がそういうふうにおっしゃいました。もしこれが住民訴訟にかかった場合に、本当にどうなるのかということも心配されておりました。

だから、先ほどの2,000万とか350万もあれも本当に住民訴訟やられたら、またやるという人も実際に何人か、それは実際になったらわかりませんよ。町民の方でおられます。そして、公務員でも私も知りませんでしたけれども、公務員賠償責任保険とかいうのがあるらしい、最近。私ら当時はそんななかったと思うんだけど。

やはりこういったことを入っておられる人ほど、判こを押すのにはやっぱり一生懸命いかどうかと心配して、最終的におっしゃっておられると思うんですよ。だからこういう保険に入っている方ほど一生懸命私は真剣に、笠置町の人にもこういう人がおられるみたいですけども、こういう保険に入っておられるんですよ。町長は町長でこういう保険が、損害賠償に耐えられるかどうか。この前の何年か前かね、桜の問題でも民事では勝訴しまして、ところが勝訴したかて31万ほどこの前の決算でもありましたけれども、そういった形で、本当にこの入札方法どうですか。もう一遍考える方法はないですか。入札方法。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 私は全く考えておりません。その中で、やはりその中に大倉議員も当然おられたわけでありまして。そういった中で、いろんな議論の中で私は決めてきた。私一人で現在の株式会社かしばに決めたというものではありません。いろんな条件を提示しながら私は決めてまいりました。

私は一番大きな問題とこれからなるのではないか、ならないにこしたことはないんですが。私は先ほどA社、B社と申し上げた。A社、B社の中身をあなたはマル秘扱いであるものをあなたのふるさと通信で公表された。そのことはやはりかなり大きな問題です。やはり我々は、議員を信頼しながら全て打ち明けながらお互いに議論を交わしてきているんだ。その中で今回の業者も私ども決めてまいったわけです。やはりそれは、議員の皆さん方も責任の一部としてかぶってほしい。そんなこと町長に、私一人に責任を押しつける。私は一人で責任

かぶりますけれども、しかし、その中に大倉議員もあなたもおられたということだけははっきり申し上げておきたい。

議長（西岡良祐君） 終わります。

次回からもうちょっと自分の持ち時間30分ということも伝えていきますので、自分の質疑をもうちょっと整理してやるようにお願いしておきます。

これで一般質問を終わります。

議長（西岡良祐君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（西岡良祐君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成25年9月第3回笠置町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 岡 良 祐

署名議員 杉 岡 義 信

署名議員 田 中 良 三